

ISSN 0287-4601

# 日本法學

第九十二卷 第二号 2026年9月

## 論 說

EGCCによるEU越境ガバナンスへの挑戦

——欧州委員会立法提案COM(2004)496 finalの国際政治学的分析——

……柑 本 英 雄

CISGにおけるハードシップの位置づけ

……セレナ・フランコ

日本大学法学会

日本法学 第九十一卷第三・四号 目次

論 説

非身分犯としての監護者性交等罪  
——身分犯の痕跡——  
…………… 三代川 邦 夫

翻 訳

売買目的物の瑕疵による追完請求権  
(ドイツ民法439条)  
…………… フェーリクス・マウルチュ  
田中宏治 共訳  
田中夏樹

雑 報

日本法学 第九十一卷 索引

日本法学 第九十二卷第一号 目次

論 説

カスタマーハラスメント対策の  
実効性確保  
——現場の対応力から逆算した制度選択——  
…………… 児 玉 博 昭

英国最高裁判事達の解釈論と判例  
…………… 今 村 隆

グローバル公共財の二類型と  
国際法規範  
——自然公共財・人為的公共財・国際社会共通の規範——  
…………… 渡 部 茂 己

# EGCC による EU 越境ガバナンスへの挑戦

——欧州委員会立法提案 COM (2004) 496 final の国際政治学的分析——

柑 本 英 雄

## 1. 問題設定：なぜ EGTC が必要となったのか

EU 統合の深化は、EU 域内の加盟国間国境を「単純に消滅させる作業」を行っているわけではない。主権国家システムが維持されている限り、統合の深化がどれだけ進もうと、この「主権国家境界の維持」と「国境の相対化」という「相反する二重の命題」を満足させることは、EU 地域政策にとって大きな課題として存在し続けてきたのである<sup>(1)</sup>。EU ではこの課題を満足させる新たな政治的方法論として、主権国家の国境を維持したまま、その上に新たな越境的制度や政策・ガバナンス空間を重ね合わせることで、「国境の相対化」を推進する手法がとられてきた。すなわち、跨境地域 (Cross-border Region : 以下、CBR) における「ペリメターの重層化 (perimeter layering)<sup>(2)</sup>」の手法による国境の機能的相対化である。この過程において重要な役割を果たしたのが、「欧州領域協力団体」(European Grouping of Territorial Cooperation : 以下、EGTC) という協力制度である。

本研究でいう「ペリメター (perimeter)<sup>(3)</sup>」とは、もともと地理学で採用され、中心に対して、境界的・周縁的な位置に置かれ、機能や権力の配分において非対称な扱いを受けやすい空間の関係性を指す概念であり、「外周」という訳語が一般的に充てられる<sup>(4)</sup>。とりわけ、本研究では、国家、EU、地方政府、跨境地域などで複数のアクターが、

それぞれ異なる権限・政策・アイデンティティ・ガバナンスを作用させる領域的な作用圏を指すこととしたい。これは固定的な国境線とは異なり、重層的・可変的・機能的に形成される空間的外周である。

EU 統合の深化は、国家国境そのものを除去するのではなく、ユーロリージョン (Euroregion)<sup>(5)</sup>、INTERREG<sup>(6)</sup>、EGTC、マクロリージョン<sup>(7)</sup> など、異なる制度的ペリメターを国家国境上に重層的に形成することで、「膠着国境 (deadlock border)」や「国境効果 (border effect)」によって生じてきた隔離性を相対化してきた<sup>(8)</sup>。中でも、EGTC は、本論文でも議論するように、EU 初の EU 法に基づく越境協力法人としての性格を有する越境協力形態であり、それまでの政策デバイスが直面してきた困難へのブレイクスルーを提供することを意図していたと言える。

本研究では、EU がどのような目的と意図をもって EGTC という政治的デバイスを導入することを試みようとしたのかを動態的に検証する。ここでは、まず、その検証の方法論として EGTC 規則に先立つ 2004 年段階で、原初の構想として立ち上げられた「欧州越境協力団体」(European Grouping of Cross-border Cooperation: 以下、EGCC) に関する「欧州委員会立法提案 COM (2004) 496 final」についての言説分析を行い、EU の政治意図を読み解きたい。

これまでの既存研究では、EGTC 成立後の制度運用や地域政策分析に重点が置かれてきたのに対し、本研究では、その原初的立法提案である EGCC に関する COM (2004) 496 final を国際政治学的検証対象とすることで、EU がなぜ加盟国間国境の上に新たな越境ガバナンス空間を制度化しようとしたのか、また、EU がなぜその越境協力主体に EU 規則を設立根拠とする法人格を付与しようとしたのか、その制度形成論理の変化を検証することが可能となる。

具体的な検証の方法論としては、第 2 節において、EU 統合における「国境相対化」の理論的前提を確認する。そこでは、① CBR をポスト・ウェストファリア的空間として捉える視角、② 欧州評議会 (Council of Europe: CoE) 型跨境協力 (Cross-border Cooperation: 以下、CBC) と

してのユーロリージョンの制度的限界、③ EU 統合を「ペリメターの重層化」として理解する視角を整理する。その上で、第3節では、EGTC とは何かを確認し、INTERREG の制度的発展と接続させながら、なぜ EU が従来のユーロリージョン型協力を超える制度を必要としたのかを明らかにする。ここでは、EU が越境協力を「政策補助的協力」から「制度化された領域ガバナンス」へ転換しようとした論理を検討する。続く第4節では、2004年の EGCC 提案の条文の和訳を提示し、第5節において逐条的分析を行う。ここでは、EGCC 提案が単なる CBC 促進ツールとしてではなく、「国家主権を維持したまま、越境協力上の任務を限定的に共同化することで、国家国境上に新たなペリメターを重層化する制度」の案文であったことを明らかにする。そして、第6節では、EGTC とは、「国境の消滅による相対化」を目的とした制度ではなく、国家主権を維持したまま、EU・国家・地方政府・越境地域の間に新たな重層的ガバナンス空間を形成し、国境の法的存続を前提としながら、その機能を越境協力のために再編・共有する「戦略型国境相対化」を実現する制度的デバイスであることを結論付ける。

## 2. 本研究における「国境相対化の空間構造の変化」の前提となる議論

EU 統合における越境協力を理解する上では、まず、国家領域を固定的・排他的な政治空間として把握する「領土の罠 (territorial trap)<sup>(9)</sup>」を相対化する必要がある。EU の Cross-border Region (CBR) は、単なる国境地域ではなく、国家・EU・地方政府・越境協力主体など、複数の統治主体が重層的に作用するポスト・ウェストファリア的空間として形成されてきた。EU 統合は、国家国境そのものを消滅させるのではなく、その上に新たな政策・制度・統治空間を重ね合わせることで、国境の意味を変容させてきたのである。

次に、EGTC 登場以前の CBC は、主として CoE 型の枠組みに依拠

していた。ワーキングコミュニティやユーロリージョンに代表される CoE 型 CBC は、国家主権を前提としたボランティアベースの協力、および、政策調整を特徴としており、国境の「機能的不活性化」を通じて越境交流を促進した。しかし、その制度的基盤は各加盟国法体系に依存していたため、行政制度・財政制度・法的管轄の不整合を自律的に超克することは困難であった。すなわち、ユーロリージョンは、国家主権を超える法的能力を有しない「ソフトなペリメター (soft perimeter)」としては機能したものの、継続的な越境ガバナンス主体としては制度的限界を抱えていたのである。

さらに、EU 統合の深化は、このような「ソフトなペリメター」だけではなく、より制度化された「ハード化するペリメター (hardening perimeter)」を必要とする段階へ進展した。INTERREG の発展とともに、越境協力は単なる地域交流ではなく、EU 地域政策を実施する制度的空間、すなわち「政策容器」としての性格を強めていく<sup>(10)</sup>。その結果、EU・国家・地方政府・越境協力主体が相互に重なり合う「重複する領域性 (overlapping territoriality)」と、「重層化されたガバナンス (layered governance)」が形成されることとなった。本研究では、このような国境相対化の空間構造変化を、「ペリメターの重層化」として捉える。その上で、EGCC / EGTC を、国家主権を維持したまま、越境協力上の任務を共同で遂行し、新たな越境ガバナンス空間を制度化する政治的デバイスとして分析する。

### 3. EGTC の登場：戦略型国境相対化

では、EGTC とはそもそも、何なのであろうか。ここで、本研究上の価値を確認しておこう。EGTC の正式名称は European Grouping of Territorial Cooperation (欧州領域協力団体) であり、EU が2006年に導入した、「越境協力のための EU 規則を設立根拠とする法人制度」である<sup>(11)</sup>。簡潔に言えば、「国境を跨ぐ地方政府同士が、EU 法に基づいて、

共同で“ひとつの組織”を持てるようにした制度」と言える<sup>(12)</sup>。これまでのユーロリージョンのような緩やかな CBC では、主権国家同士の法制度調整にも限界があり、EU の政策を施行する際もさまざまな問題が発生していた。この限界を解消するために、EU は、越境協力主体をアクターとして独立させ、そのものに EU 規則によって法人格を与えてしまおうと考えた。つまり、EGTC は国境を跨いだ政策実施主体であり、独自の職員が所属する事務局が設置され、予算を持ち、国境を跨いだ事業執行能力を有する。

EGTC を単に、EU のプログラムやプロジェクト管理の政策デバイスとだけ理解してはならない。これは「加盟国間国境の上に、もう 1 枚、EU 的な領域ガバナンスを重ねた新しい制度」であり、EGTC の本質は、加盟国の国家主権はそのままにしながらも、EU 規則にも明確に規定があるように「越境協力上の任務の共同遂行」を可能にした点にある<sup>(13)</sup>。EGTC はその意味で、「国家・EU・地方政府の間で、越境的に権限を再配置する制度」であり、権限の委譲・共有はゼロサムではなく、新しい越境的価値を生み、この EGTC に関わるアクター間で、「複数スケールの統治主体間で行われる政治交渉」(political multi-level bargaining) を導いたのである<sup>(14)</sup>。

では、ここで、INTERACT の調査報告書を活用しながら、EGTC 成立までの流れを考察してみよう。INTERACT は、EGTC が登場する以前の CBC の問題点について、調査報告書“The European Grouping of Territorial Cooperation (EGTC) : What Use for European Territorial Cooperation Programmes and Projects?”の中で、以下の 4 つを指摘している<sup>(15)</sup>。

- (1) INTERREG の制度的限界を克服する必要性
- (2) 国境両側参加の共同運営主体の必要性 (joint management)
- (3) 統一された運営管理制度の必要性 (single management structures)

- (4) 国境を越える主体に「国内主体と同等」の法的能力を与える必要性 (non-discrimination principle)

これらが、どのように EGCC 案文の中で政策に取り込まれていくのかは、第 5 節のそれぞれの条文解釈部分で、詳しく議論していこう。

#### 4. 2004年の EGCC の提案

EGTC の条文の流れは、EGTC 制度形成の制度史的には、表 1 のように考えると、その性質の流れを理解しやすい。2004年 7 月14日に EGCC が、初めて CBR における EU 法に基づく越境協力法人として提案された。そこから 2 年の討議を経て、2006年 8 月 1 日には EU 規則 (Regulation (EC) No 1082/2006) が発効する。ペリメターの制度形成の観点からは、この EGCC 提案から条文解釈を始めて、実際の EGTC 設立の EU 規則でどのように修正が行われたのかを検証する必要がある<sup>(16)</sup>。さらに、2013年12月21日に大幅な EGTC 改正が実施された。この改正がどのような視点から実施されたのかも時系列で検証していく必要がある。これらは、CBR などにおける現場の実情に合わせて、動態的にペリメターがどのように変化していったのかを検証する有効な手掛かりとなる。

表 1 EGTC 制度形成の流れ

|         | 法など                                          | 発効                                    | 欧州連合官報による公布            |
|---------|----------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|
| EGCC 提案 | COM (2004) 496 final <sup>(17)</sup>         | 2004年 7 月14日                          | OJ C (提案公告)            |
| EGTC 設立 | Regulation (EC) No 1082/2006 <sup>(18)</sup> | 2006年 8 月 1 日                         | OJ L 210 of 31.7.2006  |
| EGTC 改正 | Regulation (EC) No 1302/2013 <sup>(19)</sup> | 2013年12月21日<br>2014年 6 月22日<br>(適用開始) | OJ L 347 of 20.12.2013 |

EGCC 提案部分は本論文、EGTC 設立と EGTC 改正については紙面の関係で別の論文で検証する (筆者作成)

以下は、2006年の EGTC に先立つ、2004年の欧州委員会による EGCC の (COM (2004) 496 final) の筆者和訳である。

## 第1条

### EGCC の性質

1. 本規則に定める条件及び方式に従い、共同体領域内において、「欧州越境協力グループ (European Grouping of Cross-border Cooperation : EGCC)」としての協力団体を設立することができる。
2. EGCC は、法人格を有する。
3. EGCC の目的は、経済的、社会的及び領域的結束を強化することを目的として、加盟国間並びにリージョナル及びローカルな地方公共団体間の越境協力の実施を可能にし、これを促進することにある。
4. 同一の目的のため、EGCC は、トランスナショナルな協力及びインターリージョナルな協力を円滑化し、及び促進することをも目的とする<sup>(20)</sup>。

## 第2条

### 構成

1. EGCC は、加盟国、及び／またはリージョナル及びローカルな地方公共団体、及び／または地方公法主体により構成することができる (以下「構成員」という)。
2. EGCC の設立は、その構成員の発意により決定される。
3. 構成員は、EGCC を独立した法人として設立するか、又はその任務を構成員の一つに委ねるかを決定することができる。

## 第3条

## 権限

1. EGCC は、本規則に従い、その構成員から付与された任務を遂行する。

その権限は、本規則第4条に従い構成員によって締結される「欧州越境協力協定」（以下「協定」という。）によって定められる。

2. EGCC は、その任務の範囲内において、その構成員を代理して行動する。このため、EGCC には、各国国内法により法人に認められる法的能力が付与される。

3. EGCC には、特に構造基金を通じて共同体の共同資金供与を受ける越境協力プログラムを実施する任務、又は共同体の財政的関与の有無を問わず、その他の越境協力活動を実施する任務を付与することができる。

EGCC の設立は、共同体の資金又は国家の資金のいずれについても、その構成員又は加盟国の財政的責任に影響を及ぼすものではない。

4. 協定は、公権力の委譲、特に警察権又は規制権限の委譲を対象としてはならない。

## 第4条

## 欧州越境協力協定

1. すべての EGCC は、協定をその基礎とする。
2. 協定は、EGCC の任務、その存続期間及び解散条件を定めるものとする。
3. 協定は、その構成員によって定められる越境協力の分野に限定されるものとする。

4. 協定は、EGCC に対する各構成員の責任及び第三者に対する責任を定めるものとする。
5. 協定は、その解釈及び執行に適用される法を定めるものとする。適用法は、関係加盟国の内の一つの法とする。構成員間に紛争が生じた場合には、選択された法の加盟国の管轄裁判所を管轄裁判所とする。
6. 協定は、監督分野における相互承認の方式を定めるものとする。
7. 越境協力の範囲内において EGCC に対して機能的委任又は公共サービス委任を付与する条件は、適用される国内法に基づき、協定において定めるものとする。

#### 第5条 定款

1. EGCC は、協定に基づき、その定款を採択する。
2. 定款には、次に掲げる事項を含めるものとする。
  - (a) 構成員一覧
  - (b) EGCC の目的及び任務並びに構成員との関係
  - (c) 名称及び主たる事務所の所在地
  - (d) 機関、その権限及び運営並びに各機関における構成員代表者数
  - (e) EGCC の意思決定手続
  - (f) 使用言語
  - (g) 人事管理、採用手続及び雇用契約の性質を含む運営方式並びに協力活動の安定性確保
  - (h) 構成員の財政拠出方法並びに適用される会計及び予算規則
  - (i) 財務管理及び外部監査を行う独立機関の指定

3. 第2条第3項に基づき、構成員の一に EGCC の任務が委ねられる場合には、定款の内容を協定の一部とすることができる。
4. 定款の採択により、EGCC は、第3条第2項に従い、行為能力を取得する。

## 第6条 機関

1. EGCC は、その代理として行動する執行代表により代表される。
2. EGCC は、その構成員の代表者によって構成される総会を設置することができる。
3. 定款は、追加的機関を設置することができる。

## 第7条 予算

1. EGCC は、構成員により採択される年次暫定予算を作成する。  
また、構成員から独立した専門家により認証された年次活動報告書を作成する。
2. 構成員は、EGCC の債務が消滅するまで、予算への拠出割合に応じて比例的に財政責任を負う。

## 第8条 公表

EGCC は、第5条第4項に従い行為能力を取得した時点で、欧州連合官報に公表される。その時点から、EGCC の法的能力は、すべての加盟国において承認される。

当該公表には、EGCC の名称、目的、構成員一覧及び主たる事務所所在地を記載するものとする。

### 第9条 発効

本規則は、欧州連合官報に公表された日の後20日目に発効する。

本規則は、2007年1月1日から適用する。

本規則は、その全体について拘束力を有し、すべての加盟国において直接適用される。

## 5. EGCC の条文のペリメター概念からの考察

### 【第1条：EGCC の性質】

では、ここから、逐条的に、条文の意味を読み解いていこう。第1条「EGCC の性質」の条文で何よりも重要なのは、第1項で、EU による「国境相対化」の制度化として「欧州越境協力グループ (EGCC)」という団体の設置を EU 域内に認め、第2項で、これに EU 法に基づく法人格を付与しようとしたことである。

EGCC の目的は、単なる越境協力の促進ではなく、国境の隔離性を制度的に低減することにあった。跨境地域における膠着国境に関して、国境の機能的相対化を EU の制度として実施し、片側の国に依拠しない越境協力法人として、国境が有してきた隔離機能の低減を実現するのである。加えて、第3項で、INTERACT が指摘する「(4)国境を越える主体に国内主体と同等の法的能力を与える必要性」、すなわち、「無差別原則 (non-discrimination principle)」が示されている<sup>(21)</sup>。そして、第

4 項では、CBC を念頭にした政策デバイスからの領域的協力 (Territorial Cooperation) 全体へ拡張という概念転換が謳われている。

混乱してはいけないのは、まだ、この2004年の提案段階では、“EGTC”ではなく“EGCC”との名称が EU 法律文書の中で使われていることである。これは、EGTC の法律案文での前段階的名称であり、同じ対象概念を指しているが、実は、ここに EGCC の言説分析を実施する価値を見出すことができる。

細かくこの提案文書を読むと、INTERREG における他の 2 つの領域的協力 (territorial cooperation) である「マクロリージョンにおける協力 (trans-national cooperation)」と「メガリージョンにおける協力 (inter-regional co-operation)」も、その対象として後ろに付加されているものの、主たる目的としては CBC を謳う EGCC であり、いまだ、跨境協力である「ミクロリージョンにおける協力 (cross-border cooperation)」が中心に据えられて記述されている<sup>(22)</sup>。

表 2 欧州領域的協力 (European Territorial Cooperation)

|                                                     | スケール           | 英語                            | プログラム名        |
|-----------------------------------------------------|----------------|-------------------------------|---------------|
| 欧州領域的協力<br>(European<br>Territorial<br>Cooperation) | ミクロリージョンにおける協力 | cross-border<br>cooperation   | INTERREG IIIA |
|                                                     | マクロリージョンにおける協力 | trans-national<br>cooperation | INTERREG IIIB |
|                                                     | メガリージョンにおける協力  | inter-regional<br>cooperation | INTERREG IIIC |

(筆者作成)

この EGCC という名称は、上記のように、「跨境地域協力 (cross-border cooperation)」を連想させて、網羅する概念を狭義にしてしまう。そこで、あとで議論するように、最終的な2006年 EGTC 規則ではこのズレを修正し、表 2 全体の 3 つのスケールを網羅する広義の「領域的協力 (territorial cooperation)」のための政策デバイスとし、概念を EGTC に拡張させたのである。

当時策定されていた欧州領域的協力（European Territorial Cooperation：以下、ETC）は、2007-2013年期から、EU 結束政策の Objective 3 として位置づけられ、INTERREG を正式に、ETC という EU 結束政策（Cohesion Policy）の Objective 3 の達成のためのプログラムと位置付けた<sup>(23)</sup>。すなわち、EGTC における対象の拡張は、単なる名称変更ではなく、INTERREG IIIB（trans-national）のマクロリージョン的空間や、INTERREG IIIC（inter-regional）の EU 全域のメガリージョン的空間でも利用可能な「新しい政策デバイス」として包摂するための EU 地域政策的な概念転換でもあった。つまり、“European Grouping of Cross-border Cooperation（EGCC）”ではなく、“European Grouping of Territorial Cooperation（EGTC）”を名乗ることで、EU 地域政策そのものの政策プライオリティが、跨境協力（cross-border cooperation）から、マクロリージョンやメガリージョンをも対象とする欧州領域的協力（European Territorial Cooperation）全体へ概念転換することを意図したのである。

## 【第2条：構成】

第2条第1項では、国家以外のアクターである地方政府、地方公法主体が、EGCC の構成員になりうることを規定している。地方政府は EGCC に関与することで、国内の単なる地方アクターではなく、公式的にも「国際的アクターとしてのアイデンティティ」を確立することが可能となる。第2項では、EGCC の設立が、その構成員の発意により決定されるとしており、加盟国国家の意図ではなく、地方政府が独自の意思で自治体外交を展開できることに、EU が法的根拠を与えている。これは、別の論文で詳しく論じるが CoE の欧州自治体憲章第10条第3項における「外国の地方公共団体と協力する権利」の承認に対応する形で、CBC などへの地方政府の積極的関与を促したことを意味する<sup>(24)</sup>。

さらに、ここで重要なのは、この EU 規則を法的根拠にして、地方

政府は INTERREG III A の超国家レベルの予算も獲得することが可能となることである。これは、地方政府による「スケールのジャンプ」と考えられる<sup>(25)</sup>。すなわち、主権国家のヒエラルキーの下位部から抜け出し、超国家レベルの EU と連携することで、予算面からも自分たちの地域の公益を最大化することが可能になる。これまでは、マルチレベルガバナンス（Multi-Level Governance : MLG）<sup>(26)</sup>のヒエラルキーの中で、自国国家政府の政策ラインに従う形でしか、自治体外交の政策選択の余地はなかったが、クロススケール・リージョナルガバナンスモデル（Cross-scale Regional Governance : CSRG）モデルのように、自国国家政府と立場の違う政策も、EU 規則という法的バックアップに加え、EU 結束政策の下で実施されていた INTERREG III A による予算面からの支援が可能になった<sup>(27)</sup>。表面的には国家に「協力」する形はとりつつも、実態は、EU・国家・地方政府というスケール間の闘争が存在し、「複数スケールの統治主体間で行われる政治交渉（political multi-level bargaining）」が発生する余地が出現していた。

加えて、第3項の「構成員は、EGCC を独立した法人として設立するか、又はその任務を構成員の一つに委ねるかを決定することができる。」との文言は、独立法人を選択して、特定の構成員の内部組織とは区別された越境協力法人を設立する「よりハードな制度化」を選択するのか、それとも、EGCC の任務を構成員の一つに委ねる方式を選択するのかを、構成員に委ねている点で、EU 型と CoE 型の中間性を過渡期的に示している。つまり、EGCC 案文の段階では、よりハードな制度化への移行を一気に強制したのではなく、主権国家への配慮から、構成員への委任モデルの特性も残したのである。

ここで、地域政策などの統計目的のために作られた「NUTS（統計地域分類単位：Nomenclature of Territorial Units for Statistics）」として知られる分類体系について共有しておこう。EU の構成国の地方システムは多様であり、その構成も加盟国で異なり、また、州や県にあたる「リージョン（region）」なども、加盟国によって大きさが異なったりす

る<sup>(28)</sup>。実際に、この多様性によって、実務的な問題が発生する。例えば、イタリアと隣国のスロベニアの跨境協力のケースでは、広域の規模が同等という意味で、イタリアのフリウリ・ベネチア・ジューリア州（FVG州）とスロベニア国家そのものがCBCのパートナーとなっており、そこには、カウンターパートのヒエラルキー上のズレが生じたりする<sup>(29)</sup>。そのために、EUは、

- ・ 欧州地域統計の収集・作成・調和
- ・ 各地域に関する社会経済分析の実施
- ・ EU 地域政策（EU regional policies）の枠組み形成

のための統計地域分類単位として、EU 統一基準の NUTS 1～3 を設定した<sup>(30)</sup>。EU 結束政策における支援対象の基礎単位としては、NUTS 2 が用いられる。

表 3 NUTS：EU の統計地域分類単位の階層理解

| レベル    | 地域規模の意味                                     | 2024分類  | 2027分類  |
|--------|---------------------------------------------|---------|---------|
| NUTS 1 | 主要な社会経済地域<br>(major socio-economic regions) | 92地域    | 91地域    |
| NUTS 2 | 基礎的地域<br>(regional policies のための基本地域)       | 244地域   | 242地域   |
| NUTS 3 | 小地域<br>(specific diagnoses のための小規模地域)       | 1,165地域 | 1,170地域 |

EUROSTAT をもとに筆者作成 <https://ec.europa.eu/eurostat/web/nuts>

## EU

- └── Member State (国家)
- └── NUTS 1 (大地域)
- └── NUTS 2 (政策リージョン)
- └── NUTS 3 (小地域)
- └── LAU (自治体レベル)
- └── Municipality / Commune

この中で、NUTS 2は「政策リージョン」の役割を有し、INTERREG III AやINTERREG III Bの中心的役割を担う地域である。CBRであるミクロリージョンや、マクロリージョンはこのNUTS 2を中心に構成されている。

ただし、この第1項に「加盟国、及び／またはリージョナル及びローカルな地方公共団体、及び／または地方公法主体 (Member States and/or regional and local authorities and/or local public bodies)」と書かれているように、「ローカルな地方公共団体」にあたるNUTS 3やLocal Administrative Units (LAU) も、CBCでは重要な構成パートナーとなりうる。加えて、公共図書館や公共博物館などの地方公法主体 (local public bodies) も、パートナーとして参加しうることが構想されている。

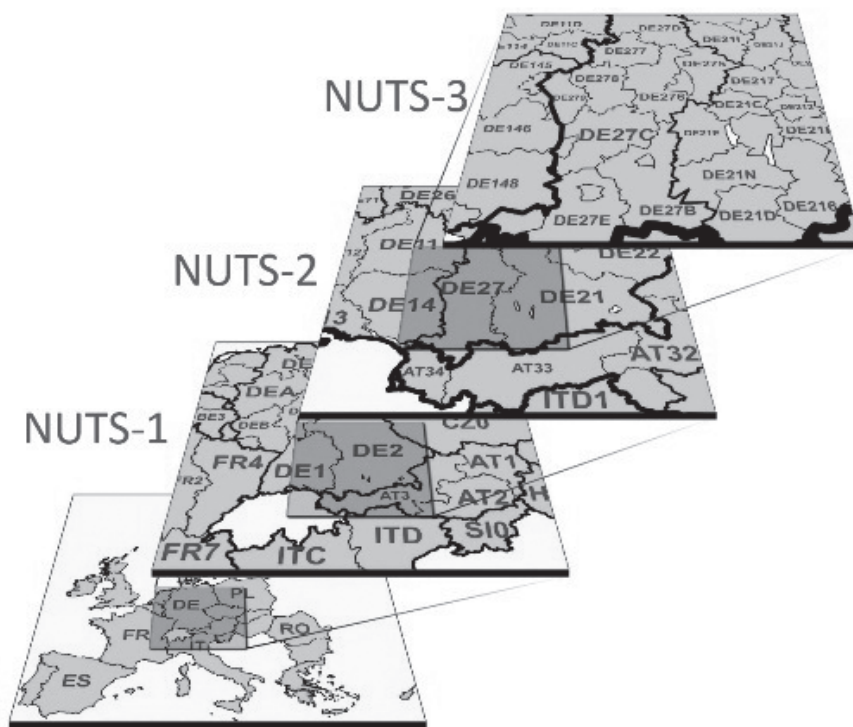


図1 NUTS

(出典：EUROSTAT<sup>(31)</sup>)

### 【第3条：権限】

第3条は、加盟国の主権と、EGCC 構成員の「権限」に関わる重要な項目である。EGCC への任務の付与は、国家主権 (sovereignty) そのものの委譲ではなく、越境協力を遂行するための限定的・機能的な行政上の任務の付与として整理できる。そして、そのシステムを導入することは、国家領域の消滅ではなく、「再領域化 (reterritorialization)」<sup>(32)</sup> や「複数スケールの統治主体間で行われる政治交渉 (political multi-level bargaining)」が発生することにつながる。つまり、論文「EU ミクロリージョンへのポスト・ウェストファリア的批判的視座」でも議論したように、「国境の意味は変容したが国家がなくなったわけではなく、その国内法の政策容器の役割は変化していない」のである<sup>(33)</sup>。EGCC によって CBR における「国家主権」が消滅するのではなく、国境において画定された国家の政策容器性は維持されたまま、国境の外周に新しい越境的ガバナンスが重層化される。

このことは、欧州連合条約（Treaty on European Union）第5条<sup>(34)</sup>にある、「EUは、加盟国によって付与された権限の範囲内でのみ行動できる」（the Union shall act only within the limits of the competences conferred upon it by the Member States）という、「最終決定権を伴う最高統治権能である主権」を維持しながら「機能的に委譲された権限」をペリメーターに付与しながら国境を相対化することに通じる部分でもある。EGCCとは、国家主権そのものを分担させる制度ではなく、越境協力遂行のための限定的な任務をEGCCに付与する制度であり、その結果として、国家領域の消滅ではなく、EU・国家・地方政府が重層化する再領域化と、複雑な「複数スケールの統治主体間で行われる政治交渉（political multi-level bargaining）」が生起する制度である。つまり、主権国家体制は維持され、しかし、行政的・実務的権限は越境化するという「ポスト・ウェストファリア的空間再編」である。

この第3条では、対象とならないものとしての「公権力の委譲」の中で、特に、警察権力（police powers）と規制権限に直接言及し、地域ガバナンスを「よりハード化するペリメーター（hardening perimeter）の貼り付けではあるが、国家主権の象徴たる警察権力と規制権限を超克する制度ではない」ということを明確化している。しかし、一方で、行政執行、地域政策運営、INTERREG管理、公共サービス運営などの任務は、第4条で詳述する「欧州越境協力協定」の定めるところによって越境組織であるEGCCへ付与できるとする。

#### 【第4条：欧州越境協力協定】

第4条では、協定によって、EGCCの任務、存続期間及び解散条件、構成員の責任を定め、権限が越境協力の分野に限定されることを規定している。このことはつまり、EGCCがEU法に基づく制度でありながら、基礎は依然として「協定（convention）」の形式をとり、この制度がCoE型CBCの制度文化を継承していることの証となる。

第5項の「適用法の選択」においても、協定の解釈及び執行に適用

される法は、関係加盟国の国内法から選択すると規定し、構成員間に紛争が生じた場合には、選択されたその法の加盟国の管轄裁判所を管轄裁判所とするとしている。このことは、国家の主権を尊重し、EU システムでありながら、EU 規則によって枠組みを設けつつ、その具体的運用の一部を加盟国法に委ねる重層的法構造、すなわち、国家法との重層構造を受け入れた「重複する領域性」(overlapping territoriality)と「重層化されたガバナンス」(layered governance)と考えることができよう。

### 【第5条：定款】

第5条の定款からは、何を読み取ることができるだろうか。この(a)から(i)に定められたことは、EGCC による CBC などの「制度化(institutionalization)」とも言える。事務所の所在地は「EU 法に基づく法人」であることとは別にしても、物理的にオフィスを構える上で、第3条の第2項「EGCC には、各国国内法により法人に認められる法的能力が付与される。」という部分と、第4条第5項の「協定は、その解釈及び執行に適用される法を定めるものとする。」とする部分からも明らかなように、協定の解釈及び執行に関する適用法が、関係加盟国の国内法に委ねられる手続的部分でもある。その意味では、EGCC の制度化されたガバナンスの中に、ここにも CoE 的な主権尊重の態度を観察することができる。

(d)「機関、その権限及び運営並びに各機関における構成員代表者数」や、(e)EGCC の意思決定手続、(f)使用言語、(g)人事管理、採用手続及び雇用契約の性質を含む運営方式並びに協力活動の安定性確保などは、まさに、「運営の安定性」の点で必須な項目である。ユーロリージョンなどが主権との兼ね合いで緩やかな協力を目指し、事務局運営の困難さや加盟国間の法的調和の難しさに直面したことを考えると、この制度化によって、「運営の安定性」がさらに図られることとなる。

### 【第6条：機関】

第6条の執行代表や構成員の代表者によって構成される総会の設置という「制度化」も、CBRの場合など、ペリメターにおける継続的越境行政主体の萌芽として重要である。特に、NUTS 2レベルの地方政府代表による越境政治空間のガバナンスは、地方政府の国境地域の政治主体化ともみなしうる。さらに、ユーロリージョンと異なるのは、EU規則による規定である点であり、ボランティアベースではない点が重要である。

### 【第7条：予算】

第7条は、このEU法に基づく越境協利法人の財政責任を明記している。第3条「権限」の第3項に「EGCCには、特に構造基金を通じて共同体の共同資金供与を受ける越境協力プログラムを実施する任務、又は共同体の財政的関与の有無を問わず、その他の越境協力活動を実施する任務を付与することができる。」と規定されているように、EGCCはEU地域政策資金の受け皿となることができ、資金的独立性が担保されている。これによって、この第7条の予算編成、執行が可能となり、ワーキングコミュニティやユーロリージョンに代表される初期CBCが抱えた予算上の制約を克服できる。

### 【第8条：公表】

この第8条の公表は、EGCCが行為能力を取得した時点で、欧州連合官報に公表され、法的能力が、すべての加盟国において承認されることを明記している。これは、EU全域で法人格承認によってペリメターの領域性の変容が一気に共有、承認されることを意味する。すなわち、国内法人ではなく、越境するEU法に基づく法人としての認知である。このことは、Balibarが指摘した「世界地図の書き換え」の観点から考えると、世界空間の配分装置である国境の意味を変換し、世界地図の構成単位を書き換える試みにも接続されていく<sup>(35)</sup>。

また、この空間の配分装置としてのペリメターは、個々の CBR などの単体のペリメターとしてだけ存在するのではなく、欧州国境地域協会 (Association of European Border Regions : 以下、AEBR) や、EGTC に特化したフランスにある越境協力運営機構 (Mission Opérationnelle Transfrontalière : 以下、MOT)、あるいは、MOT の姉妹組織ともいえるハンガリーの中欧越境協力イニシアティブ支援センター (Central European Service for Cross-border Initiatives : 以下、CESCI) などによるペリメターのネットワーク化にもつながっていく。他地域でも参考となる CBC の制度的成功事例、成功モデルの共有や、ペリメターの EU 統合過程における意味の研究なども、AEBR や CESCI によって推進されており、ペリメター同士のアイデンティティの共有も進むようなシステム化が実施されている。

### 【第 9 条：発効】

この第 9 条のポイントは、INTERREG IV との接続である。それまで、欧州委員会が特定テーマについて実験的・重点的に実施する補助政策の一つに過ぎなかった INTERREG は、実験段階を終え、2007-2013 期において、EU 結束政策の正式な Objective である「European Territorial Cooperation Objective (欧州領域的協力目標)」へと格上げされ実装された。これは、第 1 条の分析でも述べたように、EU 地域政策そのもののプライオリティが、跨境協力 (cross-border cooperation) から、マクロリージョンやメガリージョンをも対象とする欧州領域的協力 (European Territorial Cooperation) 全体へ概念転換することを示している。

加盟国からのマッチングファンドなどがあるので、単純な比較は避けなければならないが、予算規模を見ても、INTERREG I (1990-1993)<sup>(36)</sup> は、ERDF からの拠出約 10.8 億 ECU 規模で開始され<sup>(37)</sup>、INTERREG III (2000-2006) のフェーズでⅢ A (CBR などのミクロリージョン)、Ⅲ B (マクロリージョン)、Ⅲ C (EU 全域のメガリージョン) が整備されると、約 48 億 EUR まで規模が拡大される<sup>(38)</sup>。したがって、さらに

INTERREG との接続を図るという意味で、EGCC を事務局制度としてこれら INTERREG IV の A/B/C のプロジェクト群に実装しうる形で、「2007年1月1日から適用」されていることには大きな意味があった。

表4 INTERREG のフェーズ

| INTERREG                    | 期間        | 性格                                                    |
|-----------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| INTERREG I                  | 1990-1993 | CBC（マイクロリージョン）導入初期                                    |
| INTERREG II <sup>(39)</sup> | 1994-1999 | マクロリージョンの空間計画・広域協力へ拡張                                 |
| INTERREG III                | 2000-2006 | メガリージョン概念の導入、territorial cooperation への橋渡し（A/B/C）     |
| INTERREG IV <sup>(40)</sup> | 2007-2013 | 欧州領域的協力目標（European Territorial Cooperation Objective） |

（筆者作成）

## 6. 結論：EGCC によるペリメター重層化構想

では、ここで、結論として、第3節で示した INTERACT が調査報告書 “The European Grouping of Territorial Cooperation (EGTC): What Use for European Territorial Cooperation Programmes and Projects?” の中で指摘する4つの制度的課題の克服が、EGCC 構想の条文の中で、どのようにペリメターの生成に取り入れられているのかを検証してみたい。

- (1) INTERREG の制度的限界の克服の必要性
- (2) 国境両側参加の共同運営主体の必要性
- (3) 統一された運営管理制度の必要性
- (4) 国境を越える主体に「国内主体と同等」の法的能力を与える必要性

表5 INTERACT 調査報告書の指摘する4つの制度的課題とEGCC構想の条文

| 制度的課題                                               | 1 | 2   | 3   | 4 | 5   | 6   | 7 | 8 | 9   |
|-----------------------------------------------------|---|-----|-----|---|-----|-----|---|---|-----|
| (1) INTERREG の制度的限界の克服の必要性                          | 黒 | 白   | グレー | 白 | 黒   | グレー | 白 | 白 | 黒   |
| (2) 国境両側参加の共同運営主体 (joint management) の必要性           | 黒 | グレー | グレー | 白 | グレー | グレー | 白 | 白 | 白   |
| (3) 統一された運営管理制度 (single management structures) の必要性 | 黒 | 白   | 黒   | 黒 | 黒   | 黒   | 黒 | 黒 | グレー |
| (4) 越境主体への国内主体同等能力付与 (non-discrimination principle) | 黒 | 黒   | グレー | 白 | 白   | 白   | 白 | 黒 | 黒   |

筆者作成（黒は程度が強く、グレーは中程度）

まず、(1)のINTERREGの制度的限界については、第1条、第3条、第5条、第6条、第9条が、INTERREGに内在していた制度的制約を補完する規定として機能している。INTERREGによってCBCは活性化したが、既存の国内法人に依拠したCBC運営モデルでは、継続的運営・資金管理・共同事業執行に限界があり、それを超克し、「ユーロリージョンの制度的停滞」「制度調整の限界」「事務局移転問題」などを克服しようとしている。

そのために、具体的には、第1条、第2条、第3条、第5条、第6条で、(2)の国境両側参加の共同運営主体 (joint management) を具体化し、国境両側の地方政府・国家主体が、一体的主体として共同管理を実施できる制度設計を目指し、従来制度の限界を超克しようとしている。そのことによって、「跨境地域 (CBR) そのものの制度化」を実施し、国境の機能的相対化を進めている。

続いて、(3)の統一された運営管理制度 (single management structures) の必要性については、第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条で、従来の二国間調整や契約型事務局ではなく、単一で複数加盟国にまたがって活動する法人として継続運営可能にする方式を採用しようとしている。それによって、EUによって制度的に強化されたペリメターを、さらに、CBRに重ねて、制度的停滞を打開

するための越境ガバナンスを活性化させようと試みている。これだけの多くの条文が、統一された運営管理制度の必要性に関係することからも、越境ガバナンスの制度化こそ、この EGCC のペリメターの目指すところであると理解できる。

最後の(4)の越境主体への国内主体同等能力の付与 (non-discrimination principle) は、越境主体が、国内公共団体と同様に、契約・雇用・財産保有・事業実施できる法的能力を獲得できるように、第1条、第2条、第3条、第8条、第9条で規定している。この「CBR そのものへの EU 法に基づく法人格付与」は、越境協力上の任務の付与を通じて、「領土の罟 (territorial trap)」を相対化する制度として機能するのである。本研究でいう「領土の罟」とは、国家を固定的・排他的な領域単位として理解し、その内部でのみ統治が行われると考える国家中心的な分析視角である。しかし、EU の越境協力では、国家・EU・地方政府・EGTC が同時に統治主体として作用しており、政治空間は単一ではなく重層的に形成されている。本研究は、このような重層的統治構造を示すことで、「領土の罟」に基づく固定的な国家観を相対化できることを明らかにした。

このように、欧州委員会による EGCC 提案は、INTERREG 時代初期に顕在化した越境協力の制度的停滞を克服するため、国境両側参加の共同運営主体、統一された運営管理制度、越境主体への国内主体同等能力付与を制度化することで、従来の CoE 型 CBC の限界を超克しようとした制度提案であった。すなわち、それは単なる越境協力促進制度ではなく、「CBC の団体」に EU 法に基づく法人格を付与し、限定的な任務を担わせることで、国境の機能的相対化を制度的に実装しようとする試みであったと結論付けられる。本研究でいう「国境の機能的相対化」とは、国境そのものを撤廃することではない。国家主権と法的国境を維持したまま、越境協力に必要な行政・政策・事業実施機能のみを共同で運営できる制度を構築することを意味する。すなわち、EGCC 提案は、国家境界を存続させながら、その境界が有してき

た隔離性や行政的障壁を制度的に低減する仕組みとして位置づけられる。

この意味において、EGCC 提案は国境を消滅させる制度ではなく、国家主権を維持したまま、その行政的・政策的機能のみを越境的に再編成する制度を目指したものである。そして、この制度設計を通じて、「領土の罫」が前提とする単一の国家領域観を相対化し、EU・国家・地方政府・越境主体が重層的に作用する新たなガバナンス空間を形成する点に、その国際政治学的意義を見いだすことができる。

本研究は、JSPS 科研費基盤研究 (C) 「EU 越境協力枠組み EGTC の研究：ハンガリーをめぐる重層的地域の権力関係」(課題番号20K01532、2020年4月—2025年3月)の研究成果を基礎とするものである。

- (1) EU への加盟・離脱の個々の決定は主権国家の専権事項であり、その際、「物理的国境」の再絶対化が起こることは、Brexit によって確認された。すなわち、EU の統合そのものは拡大一方向ではなく縮小のケースもある。
- (2) 柑本英雄「ペリメター概念を通じた国境相対化の再検討—EU 越境ガバナンスの法的・制度的側面—」日本大学法学部法学研究所 / 日本大学法学部政経研究所『政経研究』第63巻第1・2号、2026年。
- (3) Carola Fricke, “Spatial Governance across Borders Revisited: Organizational Forms and Spatial Planning in Metropolitan Cross-border Regions,” *European Planning Studies* 23, no. 5 (May 2015): 851.
- (4) Ibid.
- (5) ユーロリージョン (Euroregion) とは、欧州評議会 (Council of Europe : CoE) 型の越境協力 (Cross-border Cooperation : CBC) の代表的形態であり、国境を挟む地方政府間の継続的協力枠組みを指す。ここでは、文化交流、交通連携、地域振興などを通じて越境地域の制度化が図られたが、その協力は、国家主権を前提とする協力形態であった。このため、協力は各加盟国法体系への依存を免れず、行政・財政・法的管轄の不整合を自律的に超克することには限界があった。その意味で、ユーロリージョンは、国家主権を超える統治主体ではなく、国家・地方政府・EU という既存の「ハードスペース (hard space)」の上に形成される「ソフトスペース (soft space)」として理解される。
- (6) INTERREG とは、EU が1990年以降に展開してきた越境協力支援プ

プログラムであり、EU 地域政策および EU 結束政策の枠組みに位置づけられる制度である。当初は、国境地域における越境協力を支援するコミュニティ・イニシアティブとして開始されたが、その後、トランスナショナル協力やインターリージョナル協力へ対象を拡張し、2007-2013期以降は、「欧州領域的協力目標 (European Territorial Cooperation Objective)」として EU 結束政策の正式な Objective の一つへ組み込まれた。INTERREG は、単なる補助金プログラムではなく、EU が加盟国国境上に越境的政策空間を形成するための制度的デバイスであり、後の EGTC 成立においても重要な制度的前提となった。詳細は拙著を参照されたい。柑本英雄『EU のマクロリージョン—欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』勁草書房、2014年。

- (7) 本研究でいうマクロリージョンとは、EU 地域政策における広域的越境協力空間を指す。これは、国境を接するミクロリージョンとは異なり、複数国家にまたがる海域・河川流域・広域経済圏などを単位として形成される政策協力空間であり、INTERREG IIIB 以降の EU 地域政策において制度化が進展した。
- (8) Francisco José Calderón Vázquez, “Borders within Europe, Border Deactivation, Cross-border Cooperation and Institutions: The Iberian Raya Case,” *Estudios Fronterizos* 18, no. 36 (May 2017): 78-101. これについては、拙稿で詳しく議論している。柑本英雄「ユーロリージョンの意義と限界—EGTC 登場以前の欧州越境協力の制度的展開」『法学紀要』第67巻、2026年、80頁。
- (9) ここでいう「領土の罠 (territorial trap)」とは、John Agnew が提示した概念であり、国家を固定的・排他的な領域単位として把握し、国境線によって内外が明確に分断されているとみなす国家中心的分析視角を指す。そこでは、国家領域が唯一の政治空間として前提化され、主権はその内部に排他的に作用すると理解される。しかし、EU における CBC や CBR は、国家国境上に EU・地方政府・越境協力主体など複数の統治主体が重層的に関与する空間を形成しており、このような固定的領域観のみでは十分に説明することが困難となっている。John Agnew, “The Territorial Trap: The Geographical Assumptions of International Relations Theory,” *Review of International Political Economy* 1, no. 1 (1994): 53-80.
- (10) Peter J. Taylor, “The State as Container: Territoriality in the Modern World-system,” *Progress in Human Geography* 18, no. 2 (June 1994): 151-162.
- (11) Regulation (EC) No 1082/2006 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2006 on a European Grouping of Territorial Cooperation (EGTC), *OJ L* 210, 31.7.2006, 19-24. この EU 規則の原文翻訳に際しては、下訳として機械翻訳 (DeepL) および生成 AI (ChatGPT) を補助的

に利用した。ただし訳文本文は EU 法学・地域政策研究上の用語法および制度的文脈に照らし、筆者が全面的に再検討・修正したものである。なお、EGTC に関する EU 規則については、筆者は既に、EU の CBC の価値を位置づけるために、2007年の段階で「非国家行為体の越境協力新モデル：欧州連合 EGTC 規則試訳」（弘前大学人文学部『人文社会論叢』（社会科学篇）第18号、2007年、195-208頁）として試訳を公表している。当該試訳は、機械翻訳および生成 AI が普及する以前に、EU 原文の逐条的読解に基づいて作成され、「東アジアにおける越境広域経営の比較研究会」（北東アジア学会）における越境広域研究の専門家による専門的討議および批判的検証を踏まえ、修正・精査を重ねたものであり、本翻訳の下訳的性格を持つことを付言しておく。

- (12) 柑本、supra note 11.
- (13) Ibid.
- (14) この「複数スケールの統治主体間で行われる政治交渉（political multi-level bargaining）」には、協力的言説としてのマルチレベルガバナンス（MLG）と、柑本の唱える闘争的言説としてのクロススケール・リジョナルガバナンス（CSRГ）がある。柑本、supra note 6.
- (15) INTERACT Programme Secretariat, *INTERACT Handbook on the European Grouping of Territorial Cooperation (EGTC): What Use for European Territorial Cooperation Programmes and Projects?* 2008, at 7, 12, 65-67.
- (16) EGTC については、紙面の関係で、別の論文で議論する。柑本、supra note 2.
- (17) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a European Grouping of Cross-border Cooperation (EGCC), COM (2004) 496 final, 2004/0168 (COD).
- (18) Regulation (EC) No 1082/2006 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2006 on a European grouping of territorial cooperation (EGTC), *OJ L* 210, 31.7.2006, pp. 19-24.
- (19) Regulation (EU) No 1302/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 amending Regulation (EC) No 1082/2006 on a European Grouping of Territorial Cooperation (EGTC) as regards the clarification, simplification and improvement of the establishment and functioning of such groupings, *OJ L* 347, 20.12.2013, pp. 303-319.
- (20) この第1条の原文（In the same aim, it can equally have the objective of facilitating and promoting transnational and inter-regional co-operation.）で言う、“facilitate してから promote する”の深意は、facilitate が制度的条件整備で、promote が実際の協力推進である。
- (21) INTERACT Programme Secretariat, supra note 15.

- (22) Ibid., at 7.
- (23) INTERACT, “Interreg Programme Management Handbook: Guide to the 2021-2027 Period,” at 7. EU 地域政策における Objective とは、構造基金・結束基金の配分目的を示す基本政策区分を指す。
- (24) Council of Europe, *European Charter of Local Self-Government*, European Treaty Series No. 122 (Strasbourg, 15 October 1985), Art. 10 (3).
- (25) 山崎は、スケールの政治の特徴として「スケールのジャンプ (jumping scales)」を挙げ、「政治権力を行使する中心的手段であり、一つの地理的スケールで確立された政治的要求や権力が別のスケールに拡張されること」と解釈をしている。山崎孝史『政治・空間・場所—「政治の地理学」にむけて』ナカニシヤ出版、2010年、122頁。
- (26) マルチレベルガバナンス (MLG) とは、EU・国家・州政府・地方政府など複数レベルの統治主体が、階層的ではなく相互作用的に、適切な政策形成・実施に関与する統治形態を指す概念である。特に EU 統合研究において、EU の超国家的政策形成を説明する代表的分析概念として用いられてきた。
- (27) Hidetoshi Taga and Hideo Kojimoto, “Toward a New Analytical Framework of Sub-regions: Cross-scale Regional Governance,” in *The New International Relations of Sub-Regionalism: Asia and Europe*, eds. Hidetoshi Taga and Seiichi Igarashi (New York: Routledge, 2018): 27-49; Hideo Kojimoto, Yoshitaka Ota and Ann Bell, “The Parallel Evolution of Functional Macro-regions and Cross-scale Regional Governance as Emerging Political Instruments in the North Sea Region,” in *The New International Relations of Sub-Regionalism: Asia and Europe*, eds. Hidetoshi Taga and Seiichi Igarashi (New York: Routledge, 2018): 213-231.
- (28) EUROSTAT, “NUTS - Nomenclature of Territorial Units for Statistics: Local Administrative Units (LAU),” <https://ec.europa.eu/eurostat/web/nuts/local-administrative-units> (accessed 6 May 2026).
- (29) Interreg VI-A Italy-Slovenia 2021-2027, “State of the Art of Projects Co-financed by Interreg VI-A Italy-Slovenia 2021-2027 Programme, December 2024,” 2025, available from <https://www.ita-slo.eu/sites/default/files/media/document/brochure%20eng%20final.pdf> (accessed 6 May 2026).
- (30) EUROSTAT, *supra* note 28.
- (31) EUROSTAT, “NUTS - Nomenclature of Territorial Units for Statistics: Overview,” <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/345175/501899/framing> (accessed 6 May 2026).

- (32) 「再領域化 (reterritorialization)」とは、既存の国家領域が単純に消滅するのではなく、新たな統治空間・制度空間・政策空間として再編成される過程を指す概念である。
- (33) 柑本英雄「EU ミクロリージョンへのポスト・ウェストファリア的批判的視座」日本大学法学会『政経研究』62(3)、2025年、131-158頁。
- (34) Consolidated Version of the Treaty on European Union, Art. 5 (2), *OJ C* 202, 7 June 2016, p. 18, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:12016M005> (accessed 6 May 2026).
- (35) Étienne Balibar, *Politics and the Other Scene* (London: Verso, 2002): 93.
- (36) Notice C (90) 1562/3 to the Member States, Laying Down Guidelines for Operational Programmes which Member States Are Invited to Establish in the Framework of a Community Initiative Concerning Border Areas (Interreg) (90/C 215/04), *OJ C* 215, 30.8.1990.
- (37) INTERACT, “Interreg Programme Management Handbook: Guide to the 2021-2027 Period,” (INTERACT, 2025); available from <https://www.interact.eu/media/2335/download/Ch1%20The%20roots%20and%20evolution%20of%20Interreg%20PMH%2021-27.pdf?v=1> (accessed 6 May 2026).
- (38) Ibid., at 5.
- (39) Notice to the Member States Laying Down Guidelines for Operational Programmes which Member States Are Invited to Establish in the Framework of a Community Initiative Concerning Border Development, Cross-border Cooperation and Selected Energy Networks (Interreg II), *OJ C* 180, 1.7.1994.
- (40) INTERACT, *supra* note 37, at 7.



# CISG におけるハードシップの位置づけ

セレナ・フランコ

## 1 問題の所在

国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods、以下「CISG」という）は、1980年に国際連合（以下「国連」という）により作成された国際条約である。同条約は、国境を越える物品売買契約関係の規則の統一を目的として作成され、1988年に発効し、現在では97箇国が批准している<sup>(1)</sup>。日本は当初、CISG への批准に対しては慎重な態度を示していたが、2008年7月に批准手続を完了し、翌年8月より CISG は日本法の一部として適用されるに至った<sup>(2)</sup>。また、近年では CISG が関わる裁判例も現れ始めており<sup>(3)</sup>、日本においても CISG の解釈および運用に対する関与の重要性は一層高まりつつある。

しかしながら、日本においては、CISG に対する理解および実務上の認識が十分に浸透しているとはいえない。とりわけ、CISG が適用される国際売買の当事者には中小企業が多いにもかかわらず、これらの企業は契約締結時に CISG の適用およびその内容を適切に認識していない場合が少なくない。さらに、法曹界や実務界においても、CISG の解釈の不明確さを理由として消極的な姿勢がみられ、その結果として CISG 6 条に基づき CISG の適用を排除する準拠法条項が契約書に盛り込まれることが一般的となっている<sup>(4)</sup>。したがって、日本では、

CISG の個別規定に関する解釈を精緻化し、その射程および機能を明確にすることは CISG に対する実務上の信頼を高めるうえで重要な課題となっている。

その課題の一環として、本稿は CISG79条に関する議論を取り上げたい。79条は不履行に対する免責を定める条文であるが、その適用範囲については長年にわたり議論が続いている。なかでも、契約締結時には予見できなかった事情の変化により履行が経済的に著しく困難となる場合、いわゆる「ハードシップ」<sup>(5)</sup>に同条が適用されるか否かについては、日本のみならず諸外国においても活発に議論されているが、統一の見解は確立していない。なお、ハードシップの問題は、国際取引実務においては主として当事者自治に委ねられ、契約条項においては外部的事由により契約締結時に合意した履行の維持が困難となった場合に、再交渉を通じて価格等の契約内容を調整することが想定されることが多い<sup>(6)</sup>。しかしながら、そのような条項が当事者間に合意されていない場合に、CISG79条がどのように機能するかは、依然として解釈上の重要な問題として残されている。

筆者はこれまで、CISG79条における「障害 (Impediment)」の概念を、ハードシップを含む履行阻害事由を包括的に捉えるものとして理解してきた<sup>(7)</sup>。本稿はその理解を前提としつつ、ハードシップが同条にいう「障害」に含まれ得るとしても、同条の要件をいかなる範囲で満たし得るのかを検討することを目的とする。そのために、本稿では、まずハードシップという法理の背景と理論的基礎を整理し、日本において79条とハードシップに関し展開されている議論を紹介する。次に、その議論に示唆を与えるために、国際連合国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law、以下「UNCITRAL」という) が公表する、ハードシップに関する判例要旨<sup>(8)</sup>およびバーゼル大学が運営するデータベース (ciscg-online.org) における裁判例<sup>(9)</sup>を網羅し、CISG79条とハードシップの関係に関する判例の動向を紹介する。さらに、英語で執筆された主要な学説を参照しつつ、79条とハードシップ

に関する議論を確認する。これらを比較したうえで、CISG79条の解釈としてハードシップをどのように位置づけるべきかについて検討する。

## 2 79条

### 2.1 背景

ハードシップは契約遵守 (Pacta Sunt Servanda) と事情変更 (Rebus Sic Stantibus) の法理の下で発展してきた。契約遵守は、取引の安全性を保護するために、契約が成立した以上、その内容を履行しなければならないことを意味し、多くの法制度において契約法の基本原則として認められている<sup>(10)</sup>。ただし、この法理は絶対的なものではなく、従来、継続的契約または履行が即時に行われない契約は、契約締結時に存在していた事情が継続することを前提として当事者を拘束するものと理解されており、そのような契約においては、当事者は契約締結時に想定していなかった事情の変化が生じた場合には当該契約から生じる責任の全部または一部から免れるという事情変更の法理が例外として認められてきた<sup>(11)</sup>。もっとも、契約締結時の事情が変更した場合に、いかなる要件を満たせば当事者が契約上の責任から免責されるかについては、各国法によって対応が異なる。すなわち、契約締結後に当事者の一方の履行が契約締結時に予測できなかった事情により不可能になった場合には、不可抗力 (force majeure) として免責を認める法制度がある (フランス法など)<sup>(12)</sup>。また、契約の基礎となる事情が根本的に変化し、契約上予定されていた履行内容がその前提を失うに至った場合には、フラストレーション (frustration) として契約関係の解消を認める法制度も存在する (イギリス法など)<sup>(13)</sup>。これらはいずれも、履行が不能となった場合に対応する制度として位置付けることができる<sup>(14)</sup>。これに加えて、履行が物理的または法的に不可能となったものではないが、契約締結時に予見できなかった事情の変化により、履行が経済

的に過重となり、当初の契約的均衡が著しく失われる場合がある。このような問題を扱う法的概念が、いわゆる「ハードシップ」である。ハードシップは、履行不能とは異なり、契約の存続を前提としつつ、その内容の調整を問題とすることに特徴がある。しかしながら、ハードシップに対する法的対応は各法制度において異なる。ローマ法、ゲルマン法およびカノン法の伝統を汲む法制度においては、信義誠実の原則を基礎として<sup>(15)</sup>、契約関係の存続を前提に再交渉義務を課すこと、場合によっては裁判官による契約内容の改訂や契約解除を認める傾向がみられる<sup>(16)</sup>。他方、イギリス法またはその伝統を継承するアメリカ法などにおいては、再交渉義務や裁判官による契約改訂等が認められず、事情変更に対してはより厳格な立場が採られることが多い<sup>(17)</sup>。

このように、履行不能に対する法的対応については各国において一定の共通理解がみられるのに対し、ハードシップに対する取扱いについては統一的な枠組みが確認できないことが明らかである。それゆえ、CISGは国際物品売買の規定を統一する目的を有していることから、これらの差異をいかに調整するかという課題が生じる。これに関し、CISGにおいては「免責 (Exemptions)」というセクションで79条と80条が設けられており、80条は当事者の不履行が相手方の作為または不作為に起因する場合には、相手方はCISG上の救済を援用することができなくなると定めている<sup>(18)</sup>。他方、79条は当事者の不履行が外部的な事由により妨げられる場合の免責について定めている。本稿においては79条に着目し、ハードシップが同条の下で認められるかを検討する。

## 2.2 概要

CISGは三つの段階を経て条約として採用された。まず、1966年に国連の機関として設立されたUNCITRALは、CISGの前身である1964年の「Convention relating to a Uniform Law on the International Sale of Goods（以下「ULIS」という）」および「Convention relating to a

Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods」の内容の調整を図った。すなわち、UNCITRAL の作業部会（Working Group）は1970年以降、複数の専門家からなる専門調査委員会（Working Party）に ULIS の内容の検討を委ね、条文案の作成を求めた。次に、それぞれの条文案は1978年および1979年に UNCITRAL の総会に提出され、総会における議論を経て統合的な草案として取りまとめられた。同草案は1981年にウィーンにおいて開催された外交会議に提出され、各国代表の協議を経たうえで、正式に CISG という国際条約として採用された<sup>(19)</sup>。

79条は ULIS74条<sup>(20)</sup>を基としている。CISG79条を定めた起草作業においては、ハードシップについては次のような議論がみられる<sup>(21)</sup>。まず、作業部会の段階においては、ULIS74条1項の中核概念であった「事情（Circumstances）」は、経済事情の著しい変化に基づく事態をも含み得るとの懸念から、より外部的な事態に限定される概念である「障害（Impediment）」へと置き換えられた<sup>(22)</sup>。その後、履行が著しく困難となった場合における契約改訂もしくは契約解除を救済として認める旨の規定が提案されたが、最終的には採用されなかった<sup>(23)</sup>。さらに、外交会議においては、一時的な障害が解消した場合であっても、障害が存在していた間に事情が根本的に変化したときには当事者を免責する旨の条文が提案されたが、これも採用されなかった。最後に、当時の3項に関しては、「免責は、障害が存在する間のみ、その効力を有する」と定められ、「のみ」という文言が削除された点を除けば、79条は現行法とほぼ同様の内容となった<sup>(24)</sup>。この起草過程を経て作成された79条は、最終的に次のように定めることとなった。

- (1) 当事者は、自己の義務の不履行が自己の支配を超える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理的に期待することができなかったことを証明する場合には、その

不履行について責任を負わない。

- (2) 当事者は、契約の全部又は一部を履行するために自己の使用した第三者による不履行により自己の不履行が生じた場合には、次の(a)及び(b)の要件が満たされるときに限り、責任を免れる。
  - (a) 当該当事者が(1)の規定により責任を免れること。
  - (b) 当該当事者の使用した第三者に(1)の規定を適用するとしたならば、当該第三者が責任を免れるであろうこと。
- (3) この条に規定する免責は、(1)に規定する障害が存在する間、その効力を有する。
- (4) 履行をすることができない当事者は、相手方に対し、(1)に規定する障害及びそれが自己の履行をする能力に及ぼす影響について通知しなければならない。当該当事者は、自己がその障害を知り、又は知るべきであった時から合理的な期間内に相手方がその通知を受けなかった場合には、それを受けなかったことによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (5) この条の規定は、当事者が損害賠償の請求をする権利以外のこの条約に基づく権利を行使することを妨げない。

79条は一般に次のように説明されている。すなわち、同条は不履行の種類を区別することなく、両当事者に関するあらゆる不履行を包括的に対象とするもの<sup>(25)</sup>であるが、当該不履行について免責を認めるためには複数の要件が充足される必要がある。第1に、免責は障害によることとされ、この障害は不履行当事者の支配を超えるものでなければならない。これに関し、CISGの作成過程に照らせば、79条の前身である ULIS における事情とは異なり、障害という概念は外部的な事態のみを指す趣旨で採用されたと一般に解されている<sup>(26)</sup>。それとともに、障害は契約締結時であるか契約締結後であるかを問わず、その発生時期にかかわらず、不履行当事者の支配を超えるものでなければならない。なお、当事者の支配圏がどのように画定されるかについては、

一般に、当事者は契約上の義務を履行しない場合や、障害が外部的性質を有しない場合には、この要件は満たされないとされることが多く<sup>(27)</sup>、判断基準としては、免責を求める当事者が通常であれば当該危険について責任を負うべきか否かという観点が提案されている<sup>(28)</sup>。第2に、不履行当事者が障害を合理的に考慮に入れることが期待できないことも要件となる。すなわち、契約締結時において、不履行当事者が当該障害の存在または将来の発生を合理的に予測できなかったか否かが基準となる<sup>(29)</sup>。この要件の根拠は、契約締結時に当事者が履行に対する危険を認識していた場合には、当事者自治によりそれに対応することが可能であったということにある<sup>(30)</sup>。なお、この要件は当事者があらゆる障害を考慮すべきことを意味するものではなく、当該障害が生じる可能性に照らし、客観的に当事者がそれに対応できたか否かを検討したうえで判断されるべきである<sup>(31)</sup>。第3に、当該障害は不履行当事者が回避または克服することができないものでなければならない。回避とは障害の発生を防ぐ手段を指し、克服とは障害が発生した場合にこれを排除する手段を指す<sup>(32)</sup>。この点についても、当該要件はあらゆる抽象的な危険に対してまで措置を講ずることを要求するものではなく、合理性の観点から判断されるべきである<sup>(33)</sup>。なお、ここにおける具体的な判断基準としては、不履行の当事者に「犠牲の限界(Limit of Sacrifice)」を超える負担を課すことになる場合に限ってこの要件が認められるとの見解<sup>(34)</sup>が示されている。第4に、不履行と障害の間には因果関係が必要であるが、免責を認めるためには、障害が他の原因を排除する唯一の原因であることを必要とする見解<sup>(35)</sup>もあれば、複数の原因が存在する場合であっても、当該障害は他の原因を上回る場合には因果関係を認めるとする見解<sup>(36)</sup>もある。なお、免責を主張する当事者がその要件について証明責任を負うと一般的に解されている<sup>(37)</sup>。同条2項は不履行が当事者自身ではなく、当事者が使用する第三者(下請けなど)による場合の免責を定めている。この場合には、当該第三者についても上記要件が満たされなければならない。同条3項

は免責が認められる期間を障害が存在している間に限定し、4項は不履行当事者に対し当該障害について相手方に通知する義務を課している。最後に、同条5項は同条の免責の効果が損害賠償責任の免除に限定されることを明らかにしている。

このように、CISG79条はハードシップに明示的に言及することなく、履行を妨げる事由として「障害 (Impediment)」を中核概念として位置づけ、その要件を定めるにとどまる。もっとも、CISG 作成後には、明示的にハードシップについて定める例がみられる。そのなかには、CISG79条とハードシップをめぐる議論において言及されることが多い、「私法統一国際協会 (International Institute for the Unification of Private Law)」(以下「UNIDROIT」という)が作成した「UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts)」(以下「UPICC」という)が挙げられ、次にこれを概観する。

### 2.3 ハードシップを明文化する UPICC

UPICC は私的機関である UNIDROIT により作成された統一規則である。同規則は1994年に公表され、その後定期的に改訂が行われ、現在は2016年版が最新版である。この原則は、多くの法体系の考え方を基礎としつつ、国際商事取引に適合した準則を提示するものであり、当事者の援用に基づく適用に加え、当事者が「法の一般原則」や「Lex Mercatoria」などの適用を合意した場合、あるいは準拠法の指定がない場合、さらに国際的統一法文書の解釈・補充に際しても適用され得ると説明されている<sup>(38)</sup>。UPICC は1.3条<sup>(39)</sup>において契約遵守の原則を明文化しているが、同原則の例外も認めている。とりわけ、UPICC7.1.7条<sup>(40)</sup>は、79条2項を除けば79条とほぼ同様の文言を内容とし、履行不能の場合を対象とする規定として説明されている<sup>(41)</sup>。それに加えて、6.2.2条<sup>(42)</sup>はハードシップを契約の均衡に重大な変更をもたらす出来事の発生と定義し、その要件を定めている。また、6.2.3条<sup>(43)</sup>

はハードシップの効果として、不利な立場にある当事者に再交渉を要請する権利を認めるとともに、再交渉により合意に至らない場合には裁判所に判断を求めることができ、その場合、裁判所は契約関係を解除するか、もしくは契約の均衡を回復させるために契約内容を改訂することができる」と定めている。

このように、UPICC は履行不能とは区別される概念としてハードシップを明確に位置づけ、その効果として再交渉、契約の改訂あるいは契約の解除を認めている。これに対し、79条はハードシップについて明示的な規定を置いていない。したがって、79条にいう障害がハードシップを含み得るか、また仮に含み得るとして、その要件を充足し得るのか、さらに UPICC のようにハードシップに特化した救済が認められるかについては議論がみられる。以下では、この議論を紹介する。

### 3 79条下のハードシップに関する議論

CISG は7条において、条文の適用に際する解釈方法を定めている。すなわち、同条1項は、まず、CISG の解釈は同条約の国際的性質に鑑みて、解釈の柔軟性を保ちつつ、各国内法に依拠することなく独立して行われるべきであり、かつ、統一的に解釈されなければならないと定めている<sup>(44)</sup>。次に、解釈に際して国際取引における信義則に配慮すべきであるとされているが、この信義則は単に解釈基準にとどまるのか<sup>(45)</sup>、それとも当事者の行為規範としても機能するのか<sup>(46)</sup>については見解の対立がみられる。同条2項前段は、CISG が規律する事項に関する問題であり、同条約において明示的に解決されていない、いわゆる内部的欠缺（Internal Gap）の場合には、CISG の基礎を成す一般原則を用いて規律すべきであると定めている。これらの一般原則には、当事者自治（6条）、信義則（7条）といった明示的に認められているもののほか、合理性（8条2項と3項など）、契約の尊重（Favor Contractus、

19条2項など)、協力義務(32条3項など)のように、個別規定から導かれるものも含まれている<sup>(47)</sup>。なお、私的機関により作成された統一規則をこのような一般原則の具体化として用いることができるかについても議論があり、その当否については見解が対立している<sup>(48)</sup>。一般原則によっても解決することができない場合、すなわち外部的欠缺(External Gap)が認められるときには、同条2項後段に基づき、国際私法の抵触規則により準拠法を指定し、問題を解決することとなる。

以上のような7条の解釈枠組みを前提として、79条とハードシップとの関係については、日本および諸外国において長年にわたり活発な議論が展開されてきた。

### 3.1 日本における議論

日本では79条とハードシップに関わる判例は見当たらないが、これに関しては複数の学説が提示されている。

第1に、79条においてはハードシップが同条の要件を満たす余地があるとしつつ、救済としては免責のみを認めるとする学説<sup>(49)</sup>がある。これによると、同条の起草過程からみると、CISGは契約不履行からの免責を認める範囲を狭く設定し、同条における「障害」は克服できないものを意味し、履行が単に困難になった場合とは無関係である。また、事情変更の法理を内容とする条文案は採用されなかったこともあり、79条はハードシップを免責の範囲から外す目的で選択されたものと考えられる。もっとも、79条の文言は当該障害を必ずしも履行を絶対的に不可能にする事由として構成されておらず、かつ起草過程においてもハードシップが明確に排除されたとまではいえないことから、ハードシップのような履行困難の事由も免責の対象となり得ると解されている<sup>(50)</sup>。同様に、7条における信義則に基づいて79条の下でハードシップが認められると解する見解<sup>(51)</sup>もみられる。これによると、7条1項上の信義則は本来、CISGの規定を解釈する際に信義誠実の遵

守を考慮することを促すにとどまり、当事者の契約や行動に対し信義則が直接適用されることを意味しない。しかしながら、7条1項の信義則は CISG 8条および CISG 9条の解釈にも適用されることから、8条を介して当事者の契約および言動の解釈に、また9条を介して当事者間における慣習の合意や慣行の確立にも及ぶとされる。そのうえで、7条1条の信義則は各国の国内法の信義則とは異なり、7条1項における国際性と統一性の要請から、CISG に固有の自律的な信義則として理解されるべきであり、特に、CISG が適用される取引においては、信義則の基準は「合理性」である。なぜならば、信義則と合理性は互いに密接に関連するものであり、売主と買主はそれぞれの相手方に対し信義に則した行動をすれば合理的であり、そのような行動をしなければ不合理であるからであると解されている<sup>(52)</sup>。これに鑑みて、79条におけるハードシップは、本来であれば、不測の事態という予見可能性の要件を満たすとしても、自己の支配を超えた障害性と回避または克服不可能性の要件を満たさないことが多いようにみえるが、これらの要件についても、合理性を内容とする7条1項の信義則を踏まえた解釈により充足し得ると解される。なお、救済については損害賠償責任からの免責のみが認められるにとどまり、これに関して内部的欠缺を認め、7条2項に基づき UPICCなどを一般原則として用いることができるかについては必ずしも明らかではないと指摘されている<sup>(53)</sup>。

第2に、79条ではハードシップを認める余地があり、かつ CISG 8条に基づいて契約改訂という救済も認められるとの見解<sup>(54)</sup>がある。この見解では CISG 79条の起草作業は複数の解釈が可能であり、必ずしもハードシップに対する CISG の立場を明確にしていないことから、決定的な解釈指針とはならない<sup>(55)</sup>。もっとも、CISG 8条2項および3項の「合理的な人」の基準に照らして、相手方と同じ種類の合理的な人の観点から、不履行当事者が免責の対象になるか否かを決めることができる<sup>(56)</sup>とされている。これを前提に、この見解は79条の要件を満たすか否かを確認するために、ハードシップが生じる場合を2つの

事例に分けて検討する。すなわち、まず、当事者は船で運送される予定の名画の売買について合意したが、目的物を運んでいる船舶が沈没し、契約目的物自体は存在しているものの、これを回収するには巨額の費用を要するという事例が挙げられている。ここでは、船舶の沈没は当事者の支配を超える障害に該当し、合理的な人の基準に照らしても考慮に入れることや、その結果を回避することは期待できない。また、回収作業の費用が巨額に上り得ることや、不合理な行為が求められることなどから、当該障害を克服することもできない。したがって、79条の免責が認められる余地があると解されている<sup>(57)</sup>。次に、急な経済的・政治的な危機の発生により通貨が切り下げられた結果、契約締結時に当事者が合意した契約代金が買主にとっては有利となり、売主にとっては大きな損失をもたらす得る事例が挙げられている。この場合、売主の履行は物理的に可能であるものの、通貨の切り下げの原因は売主の支配を超える障害に該当し、売主が当該通貨の暴落を考慮に入れ、これを回避または克服することが合理的に期待できないと評価される。もっとも、このような場合に単に売主の免責を認めるだけでは不十分であり、合理的な基準に基づいて追加的な救済を認めるべきであるとされている。すなわち、買主と同じ立場にある「合理的な人」は、このような場合において本来の履行を求めたとしても、売主の免責が認められることから偶然に獲得できた利益を放棄することが多い。他方、売主は本来想定していた利益水準には達しないとしても、一定の利益を得られるのであれば、取引の継続を望む可能性がある。また、両当事者は、取引を終了した場合には新たな取引相手を探し、新たな契約を締結する負担を負うこととなる。したがって、このような場合には契約改訂が合理的な救済であり、裁判所は CISG 8 条 2 項における「合理的な人」の基準に基づき、79条における合理的な期待に沿う形で契約を改訂すべきであるとされている。このように考えると、売主は当該障害を克服することは合理的に期待できないものの、8 条 2 項に基づく解釈を通じて契約内容が調整されることにより、改定後

の契約に基づく履行が可能となる<sup>(58)</sup>。なお、この見解では、79条において重要となるのは「考慮に入れることが合理的に期待できるか」という要件である。この要件の範囲は必ずしも明確ではないが、この見解はこれを抽象的な「犠牲の限度」等としてではなく、歴史的データに基づいて具体的に判断すべきであるとする。すなわち、合理的な過去期間において観察された当該投入要素価格の最大上昇率を基準とし、通常は、過去10年から20年の価格推移を参照すれば足りると解されている<sup>(59)</sup>。

## 3.2 海外の判例

### 3.2.1 仲裁裁判所1992年1月1日仲裁判断（国際商業会議所）<sup>(60)</sup>

【事実の概要】 エジプト国籍の当事者と旧ユーゴスラビア国籍の当事者は一定数量の鋼材の売買契約を締結した。買主は契約に定められた価格および条件に基づき、追加数量の鋼材を購入する権利を行使する旨を売主に通知した。これに対し、売主は市場価格が上昇したことを理由として、契約価格による追加的な引渡しを拒絶した。その結果、買主はより高い価格で第三者から代替品を購入することを余儀なくされたと主張し、損害賠償を請求した。

【判旨】 仲裁廷は損害賠償請求を認容した。なお、仲裁廷は CISG の適用を否定したが、旧ユーゴスラビア法を ULIS74条1項および CISG79条1項と比較検討し、契約に価格調整条項が含まれている場合、または契約上予定されていた履行内容がその前提を失うに至った場合（フラストレーション）が認められる場合には、売主は契約価格による履行義務を免れる可能性があるとした。しかしながら、本件における市場価格の上昇は、急激でも重大でもなく、また予見不可能なものでもなかったため、79条の要件は充足されないと判断した。

### 3.2.2 モンツァ地方裁判所1993年1月14日判決<sup>(61)</sup> (イタリア)

【事実の概要】 契約締結後、イタリアの売主はスウェーデンの買主に対し契約目的物を引き渡さなかった。その後、売主は、契約締結後から引渡前までの間に契約目的物の価格が約30%上昇したことを理由として、イタリア民法1467条上のハードシップ（後発的過重負担、*eccessiva onerosità sopravvenuta*）<sup>(62)</sup>に基づいて売買契約の解除を主張して提訴した。訴訟において、CISG が適用されるか否かが問題となった。

【判旨】 裁判所は CISG の適用を否定したが、仮に CISG が適用される場合であっても、売主はハードシップを理由として契約の解除を主張することはできないと判示した。その理由として、CISG は79条その他の規定においてハードシップに対する救済を予定していないからであるとした。また、裁判所は、ハードシップは CISG 4 条により明示的に条約の適用範囲から除外されている事項ではないことから、国内法上の契約解除制度を CISG に取り込むことはできないと判示した。

### 3.2.3 ハンブルク商工会議所仲裁裁判所1996年3月21日仲裁判断

／ 1996年6月21日仲裁判断（ドイツ）<sup>(63)</sup>

【事実の概要】 香港の会社である申立人とドイツの会社である被申立人との間では、中国製品の独占的供給および販売に関する基本契約が締結された。当該契約の下で、申立人は中国の製造業者との取引関係を担当し、被申立人はヨーロッパにおける販売を担当していた。これを前提として、当事者は個別の売買契約を継続的に締結していた。ところが、中国の製造業者が経済的困難により商品を申立人に引き渡すことができず、その結果、申立人も被申立人に対する契約上の義務を履行することができなかった。申立人は、既に引き渡された商品の代金の支払を請求した。これに対し、被申立人は、当該請求に対抗し、

相殺として基本契約の終了により逸失利益が生じたとして損害賠償請求を主張するとともに、支払を拒絶した。

【判旨】 仲裁廷は、申立人による代金請求を認容したが、被申立人による損害賠償請求も認めた。なお、申立人は中国の製造業者の経済的困難を理由に不履行に陥っており、損害賠償からの免責を主張していたが、仲裁廷は、製造業者の事情は申立人の責任領域に属するものであることから、CISG79条に基づいて申立人に当該不履行についての免責は認められないとして判示した。

### 3.2.4 連邦商工会議所附属国際商事仲裁裁判所1998年10月6日仲裁判断（ロシア）<sup>(64)</sup>

【事実の概要】 中国の会社である売主とロシアの組織である買主はバーター契約を締結した後、売主による商品の引渡しに対し、買主が返品に代えて金銭で支払うことを内容とする補足合意を締結していた。同合意には、支払期限の設定および、当該期限までに履行がなされない場合の利息の支払が定められていた。その後、売主が買主の不払いを理由に提訴したところ、買主は、その資金を管理していた銀行が破産手続きを始めたことから支払ができなかったとしつつ、自己の不履行が支配を超える障害によるものであり、かつ第三者の責任によるものであるとして、責任の免除を主張した。

【判旨】 仲裁廷は、買主は受領した商品の代金を支払う義務を負うとした。また、当事者間の補足合意に基づく利息支払請求も認めた。さらに、仲裁廷は、買主による免責の主張については、銀行の破産手続はCISG79条において免責事由として認められるものではないとして、これを退けた。

### 3.2.5 ハンブルク控訴裁判所1997年2月28日判決（ドイツ）<sup>(65)</sup>

【事実の概要】 イギリスの買主とドイツの売主は、中国からのモリブデンの供給に関する契約を締結した。しかしながら、売主は自らの中国の供給者から商品を受領することができず、その結果、買主への引渡しはなされなかった。買主は履行のための追加期間を付与した後、第三者との代替取引を行い、当該代替取引価格と契約価格との差額について損害賠償を請求した。なお、当該代替取引の時点では、モリブデンの市場価格は3倍に上昇していた。

【判旨】 裁判所は、買主の損害賠償請求を認容した。79条との関係では、裁判所は、売主は契約上の不可抗力条項によっても、また CISG79条1項によっても免責されないと判断した。すなわち、売主は自己の供給者から商品を受領できないリスクを負担すべきであり、市場において同種または類似の品質の商品が入手可能である限り、免責は認められないと判断した。さらに、代替取引時における市場価格の上昇についても、そのリスクは売主が負担すべきであり、仮に市場価格が契約締結時の価格の3倍にまで上昇していたとしても、当該取引は高度に投機的な性質を有しており、「犠牲の限界」を超えるものとはいえないとし、免責を否定した。

### 3.2.6 コルマール控訴裁判所2001年6月12日判決（フランス）<sup>(66)</sup>

【事実の概要】 自動車産業向けエアコンを製造するフランス会社の買主は、その供給者であるスイス会社の売主との間で、売買契約を締結した。その契約によると、売主は、買主の顧客であるトラック製造業者の需要に応じ、8年間にわたり少なくとも2万個のクランクケースを供給することを約した。なお、同契約においては、契約目的物は綿密に特定されており、価格算定方法も契約期間全体にわたって当初よ

り固定されていた。その後、自動車市場の急激な崩壊が生じ、トラック製造業者はその購入条件を大幅に変更した。その結果、買主は売主が販売する部品価格よりも50%低い価格でエアコンを顧客に供給することを余儀なくされ、売主のクランクケースの使用を中止する意思を売主に通知した。そこで、売主は損害賠償を求めて提訴した。

【判旨】第一審の裁判所は CISG の適用を否定し、スイス法に基づき売主の主張を棄却した。これに対し控訴裁判所は、CISG を適用し、損害賠償請求を認容した。ハードシップについては、買主の顧客による購入条件の重大な変更は、契約期間が8年と長期にわたることを考慮すれば、予見不可能なものではないと判断した。さらに、国際取引の実務に精通した当事者である買主においては、売主に対する履行を確保するための措置を設けるか、または契約条件の見直しに関する条項を設けるべきであったと指摘し、これを怠った以上、不履行に伴うリスクは買主が負担すべきであるとし、79条に基づく免責は認められないとした。これに対し買主が上告したところ、破棄院第一民事部も購入条件の変更があったとしても、買主が国際商取引に精通した専門的事業者として、価格改定などの条項を契約に組み込むべきであったとする控訴裁判所の判断を是認した。そして、そのような条項が存在しない以上、買主は不履行のリスクを負担すべきであり、CISG79条を援用することはできないと判示した<sup>(67)</sup>。

### 3.2.7 破棄院2009年6月19日判決<sup>(68)</sup>（ベルギー）

【事実の概要】オランダの買主はフランスの売主との間で、鋼管の引渡しに関する複数の売買契約を締結した。契約締結後、鋼材価格は7割上昇し、その結果として売主は価格調整を求め、これに応じない場合は契約解除を示唆した。これに対し、買主は鋼材価格が高騰した時点において既に契約目的物の一部を在庫に保有していたことから、価

格の調整を拒絶し、本来の価格で残部の引渡しを求めた。その後、仮処分により売主は履行を命じられた。訴訟において、売主は、買主には再交渉義務があるにもかかわらず価格調整の提案を拒絶したことが不履行に該当すると主張し、価格変動を反映した差額の支払を内容とする損害賠償を求めた。これに対し、買主は契約違反を否認した。

【判旨】第一審は、本件のような予期し得ない価格上昇により契約関係に重大な不均衡が生じ、契約価格での履行が売主にとっては困難となったことは認めたものの、CISGはハードシップについて規定していないとして、売主の再交渉請求を否定した。これに対し、控訴裁判所は、CISG 7条2項後段に基づき、CISGにはハードシップに関する外部的欠缺があり、法廷の抵触規則に従ってフランス法を適用すべきであると判断した。そして、フランス法はハードシップに関する明文規定を欠くものの、契約上の義務に重大な不均衡が生じた場合には、信義則に基づき契約の再交渉を要求することを認めるとし、売主が主張する損害賠償請求を認めた。これに対し、上告審において、破棄院は次のように判断した。すなわち、CISG79条1項にいう「障害」は、契約締結時に合理的に予見することができず、かつ履行負担を著しく過重とする事情変更も含まれ得ると解した。そして、CISG 7条2項前段に基づき、同条約の欠缺は一般原則により補充されるべきであり、UPICCなどに照らせば、契約均衡を根本的に崩す事情変更がある場合には再交渉請求が認められるとした。そのうえで、本件においては、鋼材価格が70%上昇したことおよび当事者が価格調整条項を合意していないことに鑑み、控訴裁判所は、これにより契約均衡が著しく崩れたとした認定は相当であるとした。さらに、これらの認定に基づき、控訴裁判所が買主に再交渉義務を認めたことはCISGに違反しないとし、上告を棄却した。

### 3.2.8 カトヴィツェ控訴裁判所2013年11月26日判決<sup>(69)</sup> (ポーランド)

【事実の概要】 ポーランドのコークス燃料製造業者である売主とドイツの買主はコークス燃料の売買契約を締結した。その後、ポーランドの売主は契約で合意された価格による商品の一部の引渡しを拒絶した。これを受けてドイツの買主は、未引渡の残部について契約を解除し、未引渡分の価値に相当する損害賠償を請求した。これに関し、売主が引渡しを拒絶した理由は、契約締結後にコークス燃料の価格が急激かつ大幅に上昇したことに起因し、その価格上昇の程度を予見することはできず、その結果として生じる損失を回避することもできなかったとして、CISG74条上の損害賠償責任から免れるべきであると主張している。

【判旨】 原審は売主の主張を退け、買主の請求を認容したため、売主は最高裁判所に上告した。最高裁判所における争点は、損害の予見可能性が契約責任の一般的な前提要件として CISG74条の適用を排除するものと解すべきか、それとも予見可能性の欠如は単に損害額の減額事由にとどまるのかという点にあった。これに関し、最高裁判所は後者の立場を採用した。しかしながら、控訴裁判所はコークス燃料の価格の急激な上昇が CISG79条の要件を満たすか否かについて検討せず、さらに、それが CISG74条に基づく損害賠償額にどのような影響を及ぼすかについても審理しなかった。そのため、最高裁判所は控訴裁判所の判決を破棄し、さらなる審理のために本件を差し戻した<sup>(70)</sup>。差し戻し審<sup>(71)</sup> (本件) は新たに鑑定人を選任し、市場価格の変動がどの程度予見可能であったかについて補充的な意見の提出を求めた。そして、鑑定意見を踏まえ、コークス燃料価格の前例のない上昇には、複数の世界的な経済要因が寄与していたと認定した。しかしながら、売主の責任は CISG79条により免除されないと判断された。その理由は、売主には買主への引渡しのためにコークス燃料を調達する経済的能力が

認められたからである。また、当事者が価格の大幅な変動に対応するためのハードシップ条項や価格再交渉条項を契約に盛り込んでいなかったことも指摘された。さらに、裁判所は、価格変動は通常想定されるものであるのみならず、契約において考慮されるべき事項であるとした。なお、裁判所は、売主が予見し得た価格上昇は20%程度にとどまると認定し、その結果、売主は買主の損害のうち当該割合に相当する部分について責任を負うと判断し、売主に対しその限度で賠償を命じた。これに対し、両当事者は最高裁判所に上告した<sup>(72)</sup>。上告理由の主たる争点は、差し戻し審が鑑定人の算定結果を全面的には採用しなかったことであったが、最高裁判所は、控訴裁判所が鑑定人の予見可能損害に関する算定を直接適用しなかったことは正当であると判示した。

### 3.2.9 バリャドリッド州高等裁判所（第1部）

2015年4月6日判決<sup>(73)</sup>（スペイン）

【事実の概要】 スペインの売主とベルギーの買主は継続的に松の実の供給契約を締結していた。売主は、針葉樹の病害により生産量が減少し価格が上昇したこと、さらに協同組合の構成員との間に問題が生じたことを理由に、契約数量の全量を供給することができなかったと主張し、CISG79条上の免責を主張した。他方で買主は、松の実の市場は、松の実の生産量が年々の収穫量、他国における品質差、需要の変動等の影響により激しい価格変動が通常起こり得るため、その事態は予見不能でも回避不能でもないとして、79条の適用を否定した。

【判旨】 原審は売主の主張を認めたが、買主はこれを不服として控訴した。控訴裁判所は原審の判決を取り消し、売主に対し、不履行となっている松の実の供給を命じた。同裁判所は、協同組合の構成員に関する問題を79条の適用範囲に含めるべきであるとの主張を退けた。

その理由として、事業者として要求される最低限の注意義務および管理義務に照らせば、当該事情は売主の責任範囲内に属すると判断されるからであるとした。さらに、松の実市場における価格変動性に照らし、生産量の減少は予見不能または回避不能なものではないと認定した。また、売主は、供給条件や価格条件を市場の状況に応じて調整することにより、当該リスクから自らを保護することが可能であったとされた。加えて、証拠に基づき、売主が契約上の義務を履行しなかったのは価格の再交渉を要求したためであり、契約上の供給義務を維持しつつ価格変更を求めた結果であると認定した。そのうえで、このような場合においては、買主は合意された価格以外の価格を受け入れる義務を負うものではないと判示した。

### 3.3 諸外国の学説

次に、英語で執筆された参考文献を基礎として、CISG79条がハードシップを含むかをめぐって検討された学説を紹介する。なお、これらの学説は、ハードシップが79条の要件を満たし得るとする要件充足説、ハードシップは79条の枠組みの下で考慮されるものの、同条の要件を満たさないとする要件不充足説、および CISG においてハードシップについては外部的欠缺があるとする外部的欠缺説に大別される。

#### 3.3.1 要件充足説

まず、ハードシップは79条の規律範囲内にあり、同条の要件を満たし得るとの見解<sup>(74)</sup>がある。その根拠を確認し、要件充足性の判断基準および救済に関する議論を見ることとする。

##### a 基本的根拠

まず、起草作業をみると、ULIS74条の内容を調整するにあたり、免

責要件をより厳格かつ客観的なものとするために、条文の中核概念が「事情」から「障害」に置き換えられたが、このことは直ちに79条がハードシップを対象外としていることを意味するものではない。さらに、ハードシップに関する条文案が明示的な議論を経ることなく除外されたことから、その不採用のみをもってハードシップを79条の適用範囲から排除する決定的な根拠とはならない。また、ハードシップを79条の適用範囲から除外した場合には、CISGに欠缺が生じ、7条2項に基づき一般原則または国際私法を通じて国内法が適用される可能性がある。しかしながら、ハードシップに対する対応は各国で異なるため、そのような処理は解釈の統一性および当事者の予測可能性を損なう虞がある。例えば、ハードシップは一部の法制度（北欧諸国など）においては意思表示の問題として扱われており、その場合にはCISG 4条に基づきCISGの規律範囲から除外されるが、多くの法制度では契約締結後の事情変更に起因する履行の問題として理解されている。したがって、解釈の統一性に配慮し、ハードシップは79条の枠組みの中で検討されるべきであると解されている<sup>(75)</sup>。

次に、79条の文言は履行が絶対的に不可能な場合に限定されず、実質的に履行が不可能となる場合をも含み得ることからハードシップも同条の要件を満たし得るとされること<sup>(76)</sup>、判例の中にはUPICCをCISGの一般原則として参照するものが存在し、これを根拠としてハードシップの包含を肯定できること<sup>(77)</sup>、CISG 39条、46条、54条などにみられる合理性および協力義務（loyalty）に基づき、ハードシップを認める方向に79条の解釈を拡張することが可能であることが<sup>(78)</sup>挙げられている。

最後に、類推適用や<sup>(79)</sup> 7条1項の信義則を媒介として<sup>(80)</sup>、79条のハードシップへの適用を肯定する見解もある。

#### b 要件充足性の判断基準

次に、ハードシップはいかなる場合に79条の要件を満たし得るかが

問題となる。これに関し、複数の見解がみられる。すなわち、まず、当事者が明示的または黙示的にもどのようなリスクを引き受けたかを検討する。例えば、高リスク・高収益の取引ではハードシップの認定範囲は狭くなる。さらに、契約の性質（長期契約か否か）、利益構造、当事者の経済的破綻の可能性等も考慮要素とされとの見解がある<sup>(81)</sup>。価格の変動については、契約均衡に対する基本的な変化を基準とする見解<sup>(82)</sup>や、価格が倍程度変動した場合にハードシップを認めるとする見解<sup>(83)</sup>がある一方で、50%未満の変動では足りないとする見解<sup>(84)</sup>もある。また、当事者の合理的期待を基準とする見解<sup>(85)</sup>もあるが、これに対し通常の契約においては売主が価格下落リスクを負担し、買主が価格上昇リスクを負担するという構造を看過しているとの批判がある<sup>(86)</sup>。さらに、一定期間の価格変動を見る見解<sup>(87)</sup>や、「犠牲の限界」を基準とする見解<sup>(88)</sup>も提示されている。回避・克服可能性については、不可抗力に比して要件充足が困難であるが、ハードシップの場合には、過度な経済的負担により本質的に異なる履行を強いられる場合を意味するとの見解がある<sup>(89)</sup>。

なお、CISGの統一解釈を奨励するためにCISGの論点について著名な研究者による意見をまとめるCISG諮問会議（CISG Advisory Council）は、ハードシップを判断するためには、事情変更のリスクがいずれかの当事者によって引き受けられていたか否か、契約が投機的性質を有するものであるか否か、過去に市場変動があったか否か、及びその程度、契約の存続期間、売主が目的物を自己への供給元から取得済みであるか否か、いずれかの当事者が市場の変化をヘッジしていたか否かを基準として提案している<sup>(90)</sup>。

### c 救済方法に関する議論

最後に、79条の要件を満たした場合にはいかなる救済を認めるべきかが問題となるが、これに関しては、ハードシップ特有の救済を認める見解と、79条における免責のみを認める見解がみられる。

## (a) ハードシップ特有の救済を認める見解

第1に、7条1項における信義則または79条5項に基づき損害賠償からの免責に加え、契約解除、もしくは50条に基づく代金減額を通じて実質的な契約改訂を図ることが可能であるとする見解<sup>(91)</sup>がある。

第2に、77条に基づき再交渉義務を認める見解<sup>(92)</sup>が示されている。これによると、7条1項の信義則に基づいて再交渉義務を認めることができる。しかし、再交渉の義務化は強制措置も必要とし、かつ、片方の当事者が再交渉を拒絶した原因は複雑であり、信義則に反して拒絶したか否かを確認することが困難であること<sup>(93)</sup>、その義務の範囲と不履行の場合の効果を画定できないこと<sup>(94)</sup>、再交渉が当事者の合意に基づいてのみ認められるべきであること<sup>(95)</sup>が指摘されている。その結果、中間的な解決として、相手方が不履行当事者による合理的な価格修正の提案を拒絶した場合には、その拒絶を77条に基づく損害軽減義務違反と評価することにより、損害額の減額を図る構成が提示されている。すなわち、当事者は再交渉を拒絶すれば、訴訟の際に不履行当事者は79条の要件を満たせば損害賠償について免責され、79条の要件を満たせない場合には履行義務とともに損害賠償をしなければならない。しかし、前者の場合には、不履行当事者が価格を合理的な範囲内で調整する提案をした場合には、相手方はそれを引き受けなければ77条に基づく義務違反で損害賠償金額が減額される。このような調整はあくまでも当事者によるものであり、裁判官が行うものではないと解されている<sup>(96)</sup>。

第3に、7条2項に基づき50条を一般原則として裁判所による契約改訂を認める見解<sup>(97)</sup>がある。この立場に対しては当事者の再交渉を妨げるのみならず、契約改訂を行う判決や仲裁判断などが迅速に出されない可能性があることと、契約改訂を強制することにより紛争を助長する可能性を有すること、国内法的発想の影響が強いこと、50条は契約目的物の不適合性について適用されることが問題点として挙げられている<sup>(98)</sup>。それに加えて、契約改訂を検討するにあたり、当事者の行

動を考慮すべきであると指摘されている。特に、当事者がハードシッ  
プの発生後にも履行を継続し、免責を主張していない場合には、合理  
的な者がハードシップを認めないと推定できる。また、当事者が相手  
方との再交渉または将来の取引について何かしらの相殺を計った場合  
には、業界の慣習や当事者間の慣行に基づき履行を継続した当事者は  
黙示的に契約を変更したものと評価し得ると指摘されている<sup>(99)</sup>。さら  
に、契約改訂については、7条2項に基づいて、障害を乗り越えるた  
めに当事者は合理的に何をするのが期待されていたかという合理的  
な期待の基準を CISG の一般原則として、契約改訂を認める見解もあ  
る<sup>(100)</sup>。もっとも、このような救済は本来の合意を調整することを内容  
としており、明文規定を必要とすると指摘されている<sup>(101)</sup>。

第4に、ハードシップへの救済を CISG 内部的欠缺と捉え、7条1項  
の信義則に基づき上記 UPICC6.2.2条および6.2.3条の適用を導く見解が  
ある。なかでも、7条1項に基づき、国内法によらないで CISG 内の  
解決方法を見つけるべきであり、かつ、CISG の国際的な性質を考慮す  
れば、7条2項前段における CISG の一般原則として国際的な性質を  
備える UPICC を適用できる見解<sup>(102)</sup>と、上記 UPICC6.2.1条における  
再交渉義務は信義則（UPICC1.1.7<sup>(103)</sup>）の現れであり、UPICC 5.1.3<sup>(104)</sup>  
条における協力義務に基づいて相手方が協力しなければ損害を求める  
ことができることから不履行の当事者が再交渉を求めることができる  
との見解<sup>(105)</sup>がある。

#### (b) 救済を損害賠償からの免責に限定する見解

79条が認める損害賠償からの免責に限られるとする見解<sup>(106)</sup>もある。  
その根拠は以下のとおりである。

第1に、ハードシップ特有の救済である契約改訂等を認める規定は  
起草過程において採用されなかったことから、CISG においてはこれ  
に関する内部的欠缺は認められない。次に、契約改訂の基準は明確に  
画定されておらず、さらにこのような救済は各国において統一的に承

認められているものではないため、9条に基づく国際的慣習としても認められない。さらに、他の条文から契約改訂を導こうとする解釈は、国内法上の概念を CISG の枠組みに持ち込む虞があり、7条における国際性および解釈の統一性を害する可能性があるとして指摘されている<sup>(107)</sup>。

第2に、7条1項に基づき再交渉義務を導こうとする見解も呈されているが、その義務の内容および範囲、ならびに義務違反があった場合の法的効果を明確に画定することが困難であること<sup>(108)</sup>、当該義務は当事者の合意に基づく場合に限って認められるべきであること<sup>(109)</sup>などが指摘されている。また、このような構成は売主による契約変更を認めることに等しく、買主がそれを承諾した場合には、本来の契約に基づく損害賠償請求を行うことができなくなり、ハードシップの有無を争う余地も失われることとなる。さらに、77条上の損害軽減義務に基づき再交渉義務を認める見解に対しては、同義務は損害賠償の範囲を調整する機能にとどまるものであることから、裁判所が当該義務違反を理由に重大な契約違反を否定し、同違反に基づいて損害賠償請求を認めることができないと指摘されている<sup>(110)</sup>。最後に、ハードシップが問題となる場合であっても、当事者は履行を継続しつつ再交渉を試みることがあり得るが、交渉が不調に終わった場合には79条は何らの救済も与えない。この場合、履行の継続は契約の黙示的な承諾と評価され得るが、価格が確定していないまま契約の変更を認めることにもなり得る。これを回避するためには、再交渉の提案を受けた側は反対履行を拒絶する必要があるが、当該当事者は契約目的物を必要としている可能性もあると指摘されている<sup>(111)</sup>。

第3に、7条2項前段に基づき、7条1項の信義則または79条5項を一般原則として捉え、ハードシップ特有の救済を導こうとする見解もあるが、このような見解は解釈の幅を過度に拡張するものであり、国内法的発想の流入を招き、CISG の統一的解釈を損なう虞があるとされる。また、7条2項後段に基づき国際私法の抵触規則によって準拠法を指定し、この問題を解決することも理論上は可能であるが、

CISG に明文規定が存在しないことのみを理由として直ちにこのような補充的手段に依拠することは適切ではないと指摘されている<sup>(112)</sup>。

第4に、契約解除をハードシップの救済として認めることについても、各国における制度的差異が存在することから、CISG において明文で規定されている契約解除の枠組みを超えてこれを認めるべきではないとされる<sup>(113)</sup>。

第5に、UPICC の適用を肯定する見解に対しては、UPICC を適用することにより CISG が予定していない救済が導入されることとなり、補充される外部的欠缺については、最終的には国内法によって解決され得るものであるから、UPICC のような私的規範を直接適用する必要性は乏しいとされる<sup>(114)</sup>。また、7条2項前段は CISG 内部の一般原則による補充を予定するものであることから、UPICC を用いるためには、当該原則が CISG の条文から導かれるものであるか、または CISG の一般原則の趣旨に適合するものであるかを慎重に検討する必要がある。次に、UPICC はイギリス法、アメリカ法という法制度の趣旨を汲んでいないことが多く、共通規則としては考えられないとの指摘がある<sup>(115)</sup>。さらに、9条2項に基づいて UPICC は国際的な慣習に該当するとはいえず、9条2項の文言上、慣習と慣行は CISG の任意規定に優先することから、UPICC を適用する場合には、結果として CISG の任意規則を広範に排除することとなる。そのため、UPICC が国際的慣習として認められるかについて十分な説明が必要となるが、その点は必ずしも明らかではないと解されている<sup>(116)</sup>。

### 3.3.2 要件不充足説

次に、ハードシップは79条の枠組みで考慮されつつも、それに対する救済を認めない見解<sup>(117)</sup>がある。次にその根拠と救済に対する批判を見ることとする。

## a 基本的根拠

第1に、一般にハードシップは、売主の請求が履行準備のために支出された投資の調整を求めることを内容とすることから、CISG 4条に基づき CISG の規律範囲内に含まれる一方で<sup>(118)</sup>、CISG の起草過程および各国の判例の動向に照らせば、79条の免責は履行が不能となった場合に限って認められるものであり、また各国においてハードシップに対する対応が異なることから、79条の要件を満たさないと解する見解がある<sup>(119)</sup>。

第2に、「障害 (Impediment)」という概念自体はハードシップを包含し得るとしても、79条の文言、すなわち英語版の「Failure to Perform any of his Obligations」における「Any of his obligation」を考慮すれば、本条は「Failure to Perform」に「Any of his Obligations」を追加することにより、あらゆる不履行ではなく、契約の基礎となる不履行を免責対象としている。また、当該不履行は当事者の支配を超え、当該当事者が影響を及ぼすことができないものであることを考慮すれば、履行がなお可能である場合における救済を認める余地を含むものではないと解される<sup>(120)</sup>。その結果、ハードシップの場合には当事者は履行自体は可能であることから、免責を基礎づけることはできないとされる<sup>(121)</sup>。

第3に、CISG がハードシップ特有の救済を認めないことは内部的欠缺を構成するものではなく、寧ろ CISG が契約改訂等の救済を統一的ルールとして採用していないことを示すものと解される<sup>(122)</sup>。

第4に、さらなる根拠としては、契約の遵守と事情変更の関係において、CISG は実質的に前者のみを一般原則として採用している点が指摘される。すなわち、一部の法制度がハードシップの結果（契約上の負担の不均衡）に着目するのに対し、他の法制度では契約締結時におけるリスク分配を重視する。後者の立場によれば、契約締結時に当事者にリスクが広く配分されるため、事情変更が生じたとしても原則として救済は認められない。この観点からすれば、79条の不明確性を理由

としてハードシップを履行が不能となった場合に包摂するとの解釈は説得力を欠くとされている<sup>(123)</sup>。

第5に、CISG 7条1項の解釈の統一という目的を踏まえ、「条約法に関するウィーン条約（以下「条約法」という）」31<sup>(124)</sup>と32<sup>(125)</sup>に基づいて79条を解釈すべきであるとする見解<sup>(126)</sup>がある。これによれば、条約法31条にいう「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」に従えば、79条はUPICC等と比較しても、履行が不可能となった場合に限り適用されると解される。すなわち、「障害（Impediment）」の通常の意味は、支障をきたし、履行を不可能にする事由を指すことから、当該障害と不履行との間には因果関係が必要であり、特に当該障害が不履行の排他的な原因であることが求められる。しかし、ハードシップの場合には、不履行は当事者の意思決定によるものであるため、このような因果関係は認められない。さらに、79条は当該障害を克服・回避することが合理的に期待できないことを要件としているが、ハードシップの場合には履行自体が可能であるため、この要件は充足されない。また、条約法31条2項に基づき文脈を考慮すれば、79条は80条とともに「免責」というセクションに置かれており、同セクションはこれらの規定によって完結している。したがって、79条および80条以外に新たな免責事由を認めることは、CISGの統一的解釈を損なう虞がある。さらに、79条が損害賠償からの免責のみを認めているのに対し、ハードシップについては再交渉義務や契約改訂といった他の救済が想定されることが多く、この点においても両者は整合しない<sup>(127)</sup>。加えて、条約法32条に基づき起草過程を参照すると、79条は履行不能の場合に限って免責を認める趣旨で位置づけられていたと解される<sup>(128)</sup>。

第6に、79条1項がCISG 25条と49条とは異なり、「予見可能性」ではなく「合理的に考慮に入れること」を要件としていることに着目し、当事者は予測困難な事由が存在する場合であっても、価格変動等を考慮し、それに対応する契約条項をあらかじめ組み込むことが可能であ

とすることから、ハードシップは79条の要件を満たし得ないと解されている<sup>(129)</sup>。

#### b ハードシップ特有の救済を CISG から導けない根拠

第1に、救済については、ハードシップを認めるために7条1項の信義則を用いることはその規則が解釈に限って適用されることから適切ではなく、明文の規定を逸脱し、解釈の統一性を損なう虞がある。また、仮に信義則を7条2項前段における一般原則として認めたとしても、そこから契約改訂等の救済を導くことは論理の飛躍であると指摘される<sup>(130)</sup>。同様に、7条2項に基づき国際私法の抵触規則によって解決を図る解釈も、明文の規定を逸脱し、解釈の統一性を損なうとされる<sup>(131)</sup>。

第2に、UPICCの適用については、7条1項における国際性と統一性に鑑みて、ハードシップに関するUPICCを用いることができるが、CISGの起草の際に、ULIS74条と比べて、79条は容易に免責を認めないように調整され、急な価格変動が免責の対象とならないとされたことだけでは、UPICCを用いることはできない。また、障害は定義されていないが、戦争、天災、政府による規制、国際的な航路の閉鎖に関連するものとして理解されており、そしてCISGの起草時にハードシップに関する条文案は採用されなかったため、UPICCを用いるべきではないと解されている<sup>(132)</sup>。次に、判例の中にはUPICCを7条2項にいう一般原則として参照したもの（上記3.2.7）もあるが、CISGにおける一般原則は条文から導かれるものでなければならない。そして、UPICCは既存の法制度の共通部分のみならず、最適な解決を提示するために構築された規範であること、起草作業においてはUPICCにおけるようなハードシップに関する規則が不採用となったことから、これを一般原則とみなすことは困難であり、そのような解釈は7条1項にいう解釈の統一性を損なう虞があると解されている<sup>(133)</sup>。

第3に、50条を契約改訂の根拠として用いる見解もあるが、このよ

うな解釈は CISG 固有のものというよりも国内法的発想に依拠するものであり、適切ではないとされる<sup>(134)</sup>。

第4に、7条2項に基づき、契約の尊重という CISG 上の一般原則に照らせば、ハードシップの場合であっても履行自体はなお可能であることから、これが認められないと解されることが多く、同原則が世界各国の裁判所において一様に認められているとは限らないため、同項に基づき、最終的には国内法による解決に委ねられる可能性がある<sup>(135)</sup>と指摘されている。

第5に、CISG は再交渉義務を明文で規定しておらず、7条1項の信義則に基づいてこれを導くことも考えられるが、同条の信義則はあくまで解釈原則として機能するものであり、新たな義務を創設する根拠として用いるべきではないとされている<sup>(136)</sup>。

### 3.3.3 外部欠缺説

最後に、ハードシップについては外部的欠缺を認める見解<sup>(137)</sup>がある。次にその根拠と救済に対する批判を見ることとする。

#### (a) 基本的立場

この見解によれば、起草作業に鑑みて、ハードシップは79条における障害に該当せず、またハードシップ特有の救済が共通して認められていないことから、7条2項に基づいて救済についての内部的欠缺を理由に契約改訂等の救済を導くことができないとされている<sup>(138)</sup>。なお、類推解釈により79条の要件を解釈したとしても、79条はハードシップ特有の救済を予定していないため、79条はハードシップを対象としていないと解されている<sup>(139)</sup>。

#### (b) ハードシップ特有の救済を導く見解への批判

第1に、7条1項における信義則に基づいて、ハードシップに関す

る対応を導くことも考えられるが、CISG 上の信義則は条文の解釈にのみ適用されるべきであり、かつ信義則自体の解釈が異なり得るため、この立場も支持できないとされている<sup>(140)</sup>。

第2に、9条2項に基づき再交渉義務や契約改訂といった救済を導くことができるとする見解もあり得るが、これらが国際的慣習として一般的に承認されているとはいえないと解されている<sup>(141)</sup>。

第3に、起草作業に鑑みれば、ハードシップは79条の適用対象とはされないとしつつも、CISG の規律範囲外に完全に排除されておらず、7条2項前段に基づき一般原則により解決を図る余地も考えられるが、起草過程からはそのようなハードシップに対する救済が採用されていなかったこと、および解釈の余地が広いことが問題点として指摘されている<sup>(142)</sup>。

第4に、7条2項における一般原則により再交渉義務や契約改訂を導こうとする見解もある。例えば、50条は契約内容の調整に関する一般原則を示すものと理解され得るが、同条は不履行の場合の代金減額を対象とする規定であり、ハードシップに直接適用することは困難である。ほかに、買主に係る損害軽減義務（CISG77条）を考慮することにより再交渉の救済を導こうとする見解もあるが、再交渉義務はCISGが予定していない救済であり、買主には売主の提案を承諾する義務は法的には定められていないと解されている<sup>(143)</sup>。

第5に、77条および契約の尊重の原則に基づいて契約改訂を図ることも考えられるが、契約を優先することを内容とする契約の尊重は契約遵守と結び付くものであり、ハードシップがその例外であることを踏まえると、契約改訂を導く根拠とすることは整合的ではない。したがって、契約を優先するというのは事情変更にもかかわらず、契約をそのまま履行することを意味しており、契約の改訂は、それに反すると解される<sup>(144)</sup>。加えて、契約改訂は当事者にとっては予測し難い結果をもたらし得ることも指摘されている<sup>(145)</sup>。

第6に、7条2項に基づいてUPICCを適用することについても疑

間が呈されている。すなわち、CISGは時間的にUPICCを前提として成立したものではなく、また、CISGが最低限の共通規範を定めることを目的とする国際条約であるのに対し、UPICCは私的機関により最適な実務を提示することを目的とするものであり、必ずしも共通性に優れているとはいえないことから、両者の性質は異なる。さらにUPICCを一般原則として用いる場合、その規律範囲が広範であるため、国際私法による解決方法を実質的に排除する虞がある。その結果、7条2項後段における解決方法の意義が希薄化することとなる<sup>(146)</sup>。

この議論を踏まえ、この見解では、ハードシップの問題は7条2項後段に基づき、CISGの規律範囲外の問題として取り扱うべきであるとされている<sup>(147)</sup>。

#### 4 検討

上述においては、79条におけるハードシップをめぐる議論を紹介した。本来、各国は契約遵守の法理を前提にしつつ、事情変更の法理に対しそれぞれ固有の対応を定めているが、CISGは国際物品売買契約法の分野において、各国の法制度の間に共通点を見出し、国際的に通用する統一的な契約法の構築を目指している。そのなかで、CISGの起草過程においては、ULISにおける「事情 (Circumstances)」が経済的困難を含み得ることから、外部的な事態を指す「障害 (Impediment)」という中核概念が採用された。なお、起草過程においては、ハードシップのような事態に対応する条文も議論の対象となったが、最終的には各国間で合意に至らず、CISGはこれを明示的に規定する条文を欠いたまま採択された。その後、私的機関により作成されたUPICCなどにおいては、79条と類似する規定に加え、ハードシップの要件およびそれに特化した救済を明示的に定める規則が現れるようになった。このような動向を背景として、不履行の免責を対象とする79条の下でハードシップを認めることができるか否かについては長年にわたり議

論が展開され、現在に至ってもなお、統一的な見解が確立していない。

この議論に関し、日本においては判例の蓄積が認められないが、いくつかの学説が提示されている。これらを概観すると、79条の要件は必ずしも履行の絶対的不能を意味するものではないこと、また起草過程においてハードシップが明確に排除されたとははいえないこと、さらに7条1項における信義則と、8条2項及び3項における合理性などを根拠として、ハードシップが79条の要件を充足し得ると捉える傾向がみられる。もっとも、その救済については、損害賠償責任からの免責に限ってこれを認める見解と、8条2項における合理性に基づいて契約改訂まで認める見解とが対立している。同様に、上述の判例を見る限りでは、ハードシップは79条の枠組みで考えることが一般的であるが、同条の要件を充足できないとする事例(3.2.1, 3.2.2, 3.2.3, 3.2.4, 3.2.5, 3.2.6, 3.2.8, 3.2.9)が多数を占めている。なお、具体的な基準を示したものとしては、価格上昇が20%(3.2.8)もしくは30%(3.2.2, 3.2.5)程度では79条の要件を満たせないとされた事例がある一方、要件充足の判断基準として「犠牲の限界」を提案する事例(3.2.5)や、契約目的物の価格が70%上昇した事例において79条の要件を満たし得ることを認める事例(3.2.7)もみられることから、判例上も、日本の学説と同様に、ハードシップが79条の要件を満たさないとはいえない。救済の内容については、日本の学説と同様に、損害賠償からの免責に限定する事例(3.2.2)が確認される一方、7条2項前段に基づいて内部欠缺を認め、UPICC等を参照しつつ再交渉義務を認めた事例(3.2.7)もあるが、かかる再交渉義務を肯定する立場は、日本の学説においては必ずしも一般的ではない。

諸外国の学説については、第1に、日本の議論と同様に、ハードシップは79条の要件を満たし得るとする立場がある。もっとも、価格変動の基準については、日本では信義則や合理性が提案されている一方、諸外国においては、契約締結時のリスク分配、基本的リスク、50%以上の価格変動、合理的期待、犠牲の限界、本質性など、複数の

基準が提案されており、いかなる場合に79条の要件が満たされるかについては統一的なものは示されていない。また、救済についても、日本では8条に基づいた契約改訂という救済を提案する見解がある一方、諸外国の学説では7条1項の信義則もしくは79条5項に基づいた契約解除や、50条を媒介した契約改訂を認めるべきであるとする見解がみられる。さらに7条1項の信義則または77条に基づく再交渉義務を肯定する見解や、7条2項に基づき50条もしくは合理的な期待を一般原則として契約改訂を導くとする見解、あるいはハードシップについてはCISGに内部的欠缺を認め、7条1項の信義則と7条2項に基づいてUPICCをCISGの一般原則として適用する見解も存在する。他方、79条の文言に従い、損害賠償責任からの免除のみを認めるべきであるとする立場も主張されている。したがって、8条2項における合理性を根拠として契約改訂を導く見解は日本において特徴的に展開されている見解であるといえよう。これに対し、ハードシップは79条の枠組みの下で検討されるものの、同条の要件を満たさないという見解と、ハードシップについてはCISGの外部的欠缺があるとし、その解決を抵触規則に基づいて準拠法に送致するとの見解もある。しかしながら、日本においては、これらの立場は必ずしも有力なものとしては展開されていないといえる。

この議論を踏まえ、以下では、特に上記3.3.2で示した要件不充足説のうち、ハードシップをCISGの問題として捉えつつも、CISGの適用に際して要請される統一的解釈と、79条1項の因果関係および救済の限界を重視する見解を手がかりとして、CISG79条の下でハードシップをどのように位置づけるべきかを検討する。

CISGは7条1項に基づき、国際物品売買契約法を統一することを目的とし、各国内法に依拠することなく、その条文の統一的解釈を目指すものである。換言すれば、CISGを適用する際に「何が世界中に共通か」を基準にしつつ、解釈を進めることが適切であろう。その結果、ハードシップを検討する場合には、各国において共通とされる解

釈を採用すべきであるといえる。それに関し、CISG の起草過程においては、「障害」という概念はハードシップのような事態を同条の規律範囲から排除するために採用されたとも解され得る。もっとも、上記の起草作業に照らせば、各国法の対応が異なるハードシップについては、関連する条文案が議論の対象となったが、最終的には合意に至らず、起草作業は決定的な立場を示していなかった。すなわち、起草過程においては、ハードシップに対応する必要性は認識されていたものの、それについて各国に共通する解決方法を見出すことができなかったといえよう。また、ハードシップを79条の範囲外とするならば、7条2項に基づく補充が問題となり、同条の下では、上述のように、ハードシップの解決方法について広範な解釈の余地が生じ、その結果として79条が統一法として有する機能が弱められる虞がある。これに関しては、要件不充足説が解説するように、ハードシップを79条の枠外に置くと、7条2項による補充や各国内法への送致を通じて処理が分岐する可能性がある。したがって、統一的解釈の要請に鑑みて、ハードシップは79条にいう「障害」に含まれると解するのが適切であろう<sup>(148)</sup>。それに加え、文理解釈に基づけば、「障害」は履行を妨げる事由を意味するものと解され得る。その結果、履行を妨げる事態である限り、これを障害として捉えることが可能であり、通貨の切下げや急激な市場変動などのようなハードシップを齎す事態も、その意味においては障害に該当し得る。なお、このように解することにより、各国内法における多様な概念を「障害」という統一的概念の下に包摂することが可能となる<sup>(149)</sup>。

もっとも、この点については、3.3.2で示した要件不充足説のうち、79条1項が「障害」と「不履行」との因果関係を要求していることを重視する見解が妥当である。すなわち、ハードシップ自体は障害に該当するものの、履行自体はなお可能である。なぜならば、ハードシップの場合には不履行当事者が自ら履行を拒んでいるにすぎず、不履行はハードシップを齎した事態それ自体により生じたものではない。し

たがって、不履行と障害の間には因果関係が認められず、ハードシップは79条の枠組みにおける障害に該当すると同時に、その要件の一つである因果関係を欠くこととなろう。そうすることにより、ハードシップはCISGの内部欠缺にならず、かつ、ハードシップに関して各国法に共通して認められていない救済が、CISGの下で導入されることもない。その結果、CISGは、7条1項に掲げられた目的に鑑みて、特定の国内法制度に依拠することなく、ハードシップについても国際取引に共通する法的な土俵を提供することができると考えられよう。加えて、ハードシップについて特定の救済を与えない結果となるため、この解釈は当事者に対し契約締結時にハードシップ条項を設けるなど、事前にリスク配分を調整する動機を与える点においても実務的意義を有するであろう。

これに対し、ハードシップ特有の救済を導く見解も複数述べられているが、これに関しては、3.3.2で示した要件不充足説、すなわち7条1項の信義則、7条2項、50条などを根拠としてハードシップ特有の救済を導くことに慎重な見解が説得的である。上述の議論から明らかのように、裁判所による契約改訂および契約解除、または再交渉義務といった救済は国際的に統一されたものとはいえず、それらを導くには解釈の余地があり、7条における解釈の統一に鑑みてこれらを肯定することは困難である。その結果、これらの救済をCISGの解釈により導入することは適切ではない。さらに、UPICCを適用する立場もみられるが、UPICCは、本来最適な解決方法を提供する趣旨の下で作成されたものであり、必ずしも共通性に富んだ規則を定めているとはいえないことから、7条1項における国際性の要請に照らしてこれを一般的に適用することはできないであろう。

## 結びにかえて

以上、本稿では、日本における議論に資することを目的として、

CISG79条とハードシップの関係について検討を行った。79条は近年、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックを契機として再び注目を集めている。とりわけ、同パンデミックに対応する各国の政策措置が79条の要件を充足し得るか否かについては、現在も活発な議論が展開されている<sup>(150)</sup>。これらの問題については、本稿では十分に扱うことができなかったため、今後の検討課題としたい。

- (1) UNCITRAL, ‘Status: United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (Vienna, 1980)’ <[https://uncitral.un.org/en/texts/salegoods/conventions/sale\\_of\\_goods/cisg/status](https://uncitral.un.org/en/texts/salegoods/conventions/sale_of_goods/cisg/status)> accessed 27 March 2026.
- (2) Giorgio Fabio Colombo and Franco Serena, ‘Odi et Amo. Japan’s Complex Relationship with the CISG’ in Francesca Benatti, Sergio García Long and Filippo Viglione (eds), *The Transnational Sales Contract – 40 years influence of the CISG on National Jurisdictions* (Wolters Kluwer CEDAM 2022) 101, 102–14.
- (3) 多田望「日本の公表判例10件に「現れた」ウィーン売買条約（CISG）についての一考察」JCA ジャーナル71巻12号48頁以下（2024）。
- (4) 大貫雅晴ほか「ウィーン売買条約（CISG）15周年にあたって～CISGのより一層の理解と普及に向けて～」国際商事法務53巻5号569頁〔山浦発言〕、571頁〔曾野発言〕、573頁〔小池発言〕、574頁〔小林発言〕、575頁〔山崎発言〕、576頁〔大貫発言〕、581頁〔小林発言〕、581頁〔大貫発言〕（2025）。
- (5) 曾野裕夫「ハードシップ条項（Hardship Clause）」平野温郎・藤澤尚江・増田史子編『ボイラープレート条項の研究』149頁（商事法務、2026）。
- (6) 高桑昭『国際取引法』109頁（東信堂、新版、2021）；住友商事株式会社法務部・三井物産株式会社法務部・三菱商事株式会社法務部編『新・国際売買契約ハンドブック』255頁、263頁（有斐閣、第2版、2021）；曾野裕夫・前掲注(5)149頁。
- (7) 拙稿「Lex MercatoriaとしてのCISG —79条を中心に—」法学政治学論究113号173頁以下（2017）。
- (8) UNCITRAL, ‘CLOUT Case Law Database’ <<https://www.uncitral.org/clout/search.aspx>> accessed 30 March 2026.
- (9) CISG-online, ‘Hardship under the CISG’ <<https://cisg-online.org/cisg-article-by-article/part-3/art.-79-cisg/Hardship-under-the-CISG>> accessed 30 March 2026. なお、本稿における判決の内容の記述は、その

英訳に基づいている。

- (10) Dário Moura Vicente, *Comparative Law of Obligations* (Edward Elgar Publishing 2021) 119; Reinhard Zimmermann, *The Law of Obligations: Roman Foundations of the Civilian Tradition* (OUP 1996) 576–77.
- (11) Vicente (n 10) 155, 179; Zimmermann (n 10) 579–80.
- (12) Vicente (n 10) 156.
- (13) Vicente (n 10) 168.
- (14) イギリス法については、島田真琴『イギリス取引法入門』（慶應大学出版会、2014）130–131頁。
- (15) Vicente (n 10) 170.
- (16) Vicente (n 10) 155, 157, 158–60, 161–63, 163–64, 164–66, 166–67, 167, 172–73.
- (17) Vicente (n 10) 167–70.
- (18) Yeşim M Atamer, ‘Article 79’ in Stefan Kröll, Loukas Mistelis and Pilar Perales Viscasillas (eds), *UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG) A Commentary* (Nomos/Hart 2018) 1080–81; Ingeborg Schwenzer, ‘Article 80’ in Ingeborg Schwenzer and Ulrich G Schroeter (eds), *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)* (5<sup>th</sup> edn, OUP 2023) 1398.
- (19) Ingeborg Schwenzer, ‘Introduction’ in Ingeborg Schwenzer and Ulrich G Schroeter (eds), *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)* (5<sup>th</sup> edn, OUP 2023) 2.
- (20) 「1. 一方の当事者がその義務の一つを履行しなかった場合において、契約締結時における、両当事者の意思によれば、その不履行がその当事者が考慮に入れ、回避し、または排除すべき義務を負わない事情によって生じたものであることをその当事者において証明しえたときは、その当事者は、そのような不履行について責に任じない；当事者の意思表示の欠缺の場合においては、考慮は、同一の状態において、合理的な人ならば、如何に意図したであろうかということにおかれなければならない。2. 義務の不履行を生ぜしめた事情が履行の一時的障害にすぎないと構成される場合において、遅滞の故に、履行が、契約で意図されたのと全く異なる形の義務となるように根本的に変更されるときは、不履行状態にある当事者は、その不履行にも拘らず、その義務につき永久的に解除される。3. 当事者の一方のための本条に定めた救済は、救済すべき当事者を権限づけた事情が、相手方当事者またはその者が責に任ずべき者の行為により生じたのではない限り、本法の他の規定に基づく契約の解除を排斥するものでもなく、または、本法に基づいて有する減額請求の権利を相手方当事者から奪うものでもない。」谷川久「有体動産の国際的売買についての統一法（仮訳）」

海外商事法務59号13頁(1967) 参照。

- (21) 拙稿・前掲注(7)187-193頁。
- (22) UNCITRAL, Yearbook of the United Nations Commission on International Trade Law, vol V: 1974 (UN 1975) 39-40.
- (23) UNCITRAL, Yearbook of the United Nations Commission on International Trade Law, vol VIII: 1977 (UN 1978) 57.
- (24) United Nations Conference on Contracts for the International Sale of Goods, Vienna, 10 March-11 April 1980: Official Records (UN 1991) 381-82.
- (25) Denis Tallon, 'Art.79' in Cesare Massimo Bianca and Michael Joachim Bonell (eds), *Commentary on the International Sales Law* (Giuffr  1987) 576-77; Fritz Enderlein and Dietrich Maskow, *International Sales Law* (Oceana Publications 1992) 319-20 ; 鹿野菜穂子「79条」206-207頁〔甲斐道太郎ほか編〕『注釈国際統一売買法2』(法律文化社、2003) ; 松岡久和「義務違反に対する救済」156頁〔潮見佳男・中田邦博・松岡久和編〕『概説国際物品売買条約』(法律文化社、2010) ; Tim W Dornis, 'Art.79 CISG', in Peter Mankowski (ed), *Commercial Law: Article-by-Article Commentary* (Hart Publishing 2019) 369; Atamer (n 18) 1043-44; John O Honnold and Harry M Flechtner, *Honnold's Uniform Law for International Sales under the 1980 United Nations Convention* (5<sup>th</sup> edn, Wolters Kluwer 2021) 803; Ingeborg Schwenzer, 'Art 79' in Ingeborg Schwenzer and Ulrich G Schroeter (eds), *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)* (5<sup>th</sup> edn, OUP 2023) 1373-74.
- (26) Tallon (n 25) 579 ; 鹿野・前掲注(25)208頁 ; 松岡・前掲注(25)157頁 ; Clayton P Gillette, Steven D Walt, *The UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods: Theory and Practice* (2<sup>nd</sup> edn, CUP 2016) 299; Dornis (n 25) 369; Atamer (n 18) 1057; Schwenzer, 'Article 79' (n 25) 1375.
- (27) Tallon (n 25) 580; Enderlein and Maskow (n 25) 321-22 ; 鹿野・前掲注(25)209-13頁 ; 松岡・前掲注(25)157頁 ; Schwenzer, 'Art 79' (n 25) 1375-376; Atamer (n 18) 1056-57; Honnold and Flechtner (n 25) 823-25.
- (28) Dornis (n 25) 369-70; Gillette and Walt (n 26) 301; Schwenzer, 'Article 79' (n 25) 1375.
- (29) Tallon (n 25) 580-81; Enderlein and Maskow (n 25) 323 ; 鹿野・前掲注(25)213頁 ; Schwenzer, 'Article 79' (n 25) 1376; Atamer (n 18) 1058-59.
- (30) Atamer (n 18) 1058-59.
- (31) 鹿野・前掲注(25)213頁 ; Dornis (n 25) 370; Atamer (n 18) 1059.

- (32) Tallon (n 25) 581; Atamer (n 18) 1060; Schwenzer, 'Article 79' (n 25) 1376-77.
- (33) Dornis (n 25) 370; Enderlein and Maskow (n 25) 323; 鹿野・前掲注(25)213頁。
- (34) Schwenzer, 'Art 79' (n 25) 1377.
- (35) Tallon (n 25) 583; 鹿野・前掲注(25)214頁; 松岡・前掲注(25)158頁; Atamer (n 18) 1061-62; Schwenzer, 'Art 79' (n 25) 1377.
- (36) Enderlein and Maskow (n 25) 321; 鹿野・前掲注(25)214頁; 松岡・前掲注(25)158頁; Atamer (n 18) 1060-61.
- (37) Tallon (n 25) 586; Atamer (n 18) 1077; Honnold and Flechtner (n 25) 845; Schwenzer, 'Art 79' (n 25) 1396.
- (38) 私法統一国際協会 (内田貴・曾野裕夫・森下哲朗・大久保紀彦訳)『UNIDROIT 国際商事契約原則2016』xxvi-xxvii 頁、1-5 頁 (商事法務、2020)。
- (39) 1.3条 (契約の拘束力)「有効に締結された契約は当事者を拘束する。契約は、その条項もしくは合意によるとき、または本原則に特に定めがあるときに限り、これを変更しまたは解消することができる。」私法統一国際協会・前掲注(38) 8 頁。
- (40) 7.1.7条 (不可抗力)「(1)債務者は、その不履行が自己の支配を超えた障害に起因するものであることを証明し、かつ、その障害を契約締結時に考慮しておくことまたはその障害もしくはその結果を回避し、もしくは克服することが合理的にみて期待し得るものでなかったことを証明したときは、不履行の責任を免れる。(2)障害が一時的なものであるときは、前項の免責は、その障害が契約の履行に及ぼす影響を考慮して合理的な期間についてのみその効力を有する。(3)履行をしなかった債務者は、その障害およびその障害が自己の履行能力に及ぼす影響について債権者に通知しなければならない。その通知が、債務者が障害を知り、または知るべきであった時から合理的期間内に債権者に到達しないときには、債務者は、不到達の結果生じた損害につき責任を負う。(4)本条は、当事者が、契約の解除権を行使すること、または履行を留保し、もしくは支払われるべき金銭の利息を求めることを妨げるものではない。」私法統一国際協会・前掲注(38) 198-199頁。
- (41) 私法統一国際協会・前掲注(38)199頁。
- (42) 6.2.2条 (ハードシップの定義)「ある出来事が生じたため、当事者の履行に要する費用が増加し、または当事者の受領する履行の価値が減少し、それにより契約の均衡に重大な変更がもたらされた場合において、以下の各号に定める要件が満たされるときは、ハードシップが存在する。(a)その出来事が生じ、または不利な立場の当事者がそれを知るに至ったのが、契約締結後であること。(b)その出来事が、不利な立場の当事者にとって、契

約締結時に、合理的にみて考慮し得るものではなかったこと。(c)その出来事が、不利な立場の当事者の支配を超えたものであること。(d)その出来事  
のリスクが、不利な立場の当事者により引き受けられていなかったこと。」  
私法統一国際協会・前掲注(38)180頁。

- (43) 6.2.3条（ハードシップの効果）「(1)ハードシップがあるとされるときには、不利な立場の当事者は、再交渉を要請する権利を有する。この要請は、不当に遅延することなく、かつそれを基礎づける根拠を示してしなければならない。(2)再交渉の要請は、それ自体は、不利な立場の当事者に履行を留保する権利を与えるものではない。(3)合理的期間内に合意に達することができないときは、各当事者は裁判所に次項の判断を求めることができる。(4)裁判所は、ハードシップがあると認める場合において、それが合理的であるときは、以下の各号の判断を行うことができる。(a)裁判所の定める期日および条件により、契約を解消すること。(b)契約の均衡を回復させるために契約を改訂すること。」私法統一国際協会・前掲注(38)183-184頁。
- (44) Michael Joachim Bonell, ‘Art.7’ in Cesare Massimo Bianca and Michael Joachim Bonell (eds), *Commentary on the International Sales Law: The 1980 Vienna Sales Convention* (Giuffr  1987) 72-74; Pilar Perales Viscasillas, ‘Article 7’, in Stefan Kr ll, Loukas Mistelis and Pilar Perales Viscasillas (eds), *UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG) A Commentary* (Nomos/Hart 2018) 117-20; Peter Mankowski, ‘Art.7 CISG’, in Peter Mankowski (ed), *Commercial Law: Article-by-Article Commentary* (Hart Publishing 2019) 37; Pascal Hachem, ‘Art 7’ in Ingeborg Schwenzer and Ulrich G Schroeter (eds), *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)* (5<sup>th</sup> edn, OUP 2023) 138-41.
- (45) Honnold and Flechtner (n 25) 163-65; Mankowski (n 44) 40; Hachem (n 44) 142-43.
- (46) Bonell (n 44) 84-85; 加藤亮太郎『国際取引法と信義則』30-31頁（信山社、2009）；Viscasillas (n 44) 122-27.
- (47) Bonell (n 44) 75, 80-82; Viscasillas (n 44) 139-41; Mankowski (n 44) 41; Honnold and Flechtner (n 25) 177-83; Hachem (n 44) 150-57.
- (48) Viscasillas (n 44) 142-43; Honnold and Flechtner (n 25) 184; Mankowski (n 44) 40; Hachem (n 44) 154.
- (49) 曾野和明・山手正史『国際売買法』261頁以下（青林書院、1993）；松岡・前掲注(25)157頁；齋田統「CISGにおける事情変更の原則」跡見学園女子大学マネジメント学部紀要24号43頁以下（2017）。
- (50) 曾野和明＝山手正史・前掲注(49)266-277頁；加藤・前掲注(46)72-75頁；松岡・前掲注(25)157頁；齋田・前掲注(49)46頁。

- (51) 加藤・前掲注(46)72-75頁。
- (52) 加藤・前掲注(46)30-40頁。
- (53) 加藤・前掲注(46)73-75頁。
- (54) 石田裕敏「国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）79条と8条による履行免責と合理性基準による契約修正」姫路法学68号1頁以下(2025)。
- (55) 石田・前掲注(54)20頁。
- (56) 石田・前掲注(54)16-18頁。
- (57) 石田・前掲注(54)21-23頁。
- (58) 石田・前掲注(54)23-25頁。
- (59) 石田・前掲注(54)25-29頁；Melvin A Eisenberg, 'Impossibility, Impracticability, and Frustration' (2009) 1 Journal of Legal Analysis 207, 245.
- (60) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/8 (21 December 1995) 2.
- (61) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/4 (30 August 1994) 2-3.
- (62) イタリア民法第1467条「継続的、定期的、停止条件付の契約において、異常かつ予見不可能の事由により一方の当事者の給付が過重な負担になった場合に、その給付の負担を負う当事者は、1458条の効果をもって、契約の解除を請求することができる。後発的に生じた負担が契約における通常の範囲に属しているものであるときは、その限りではない。解除を請求された当事者は、契約内容を衡平に変更することを申し立てることにより、その解除を免れることができる」。和訳は筆者による。
- (63) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/12 (26 May 1997) 4-5.
- (64) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/41 (25 July 2003) 9.
- (65) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/26 (3 December 1999) 9.
- (66) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/42 (4 August 2003) 5-6.
- (67) 破棄院第一民事部2004年6月30日判決（フランス）、UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/82 (21 January 2009) 8-9.
- (68) Scafom International BV v Lorraine Tubes SAS, Hof van Cassatie van België/Cour de cassation de Belgique, 19 June 2009, CISG-online No 1963 <<https://cisg-online.org/search-for-cases?caseId=7880>> accessed 8 April 2026.

- (69) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/200 (21 October 2019) 9–10.
- (70) 最高裁判所2012年2月8日判決（ポーランド）、UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/137 (14 October 2013) 3–4.
- (71) カトヴィツェ控訴裁判所2013年11月26日判決（ポーランド）、UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/200 (21 October 2019) 9–10.
- (72) 最高裁判所2015年1月20日判決（ポーランド）、UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/200 (21 October 2019) 10.
- (73) UNCITRAL, CLOUT Abstracts, UN Doc A/CN.9/SER.C/ABSTRACTS/160 (3 September 2015) 3.
- (74) Enderlein and Maskow (n 25) 324; Sarah D Slater, ‘Overcome by Hardship: The Inapplicability of the Unidroit Principles’ Hardship Provision to CISG’ (1998) 12(2) Florida Journal of International Law 231; Harry M Flechtner, ‘Transcript of a Workshop on the Sales Convention: Leading CISG Scholars Discuss Contract Formation, Validity, Excuse for Hardship, Avoidance, Nachfrist, Contract Interpretation, Parol Evidence, Analogical Application, and Much More’ (1999) 18 Journal of Law and Commerce 191; Ulrich Magnus, ‘Force Majeure and the CISG’, in Petar Šarčević and Paul Volken (eds), *The International Sale of Goods Revisited* (Kluwer Law International 2001) 1–24; Catherine Kessedjian, ‘Competing Approaches to Force Majeure and Hardship’ (2005) 25 International Review of Law and Economics 415; CISG-AC Opinion No 7, Exemption of Liability for Damages under Article 79 of the CISG, Rapporteur: Alejandro M Garro, adopted by the CISG Advisory Council at its 11th meeting in Wuhan, People’s Republic of China, 12 October 2007; Alejandro M Garro, ‘Exemption of Liability for Damages: Comparison between Provisions of the CISG (Article 79) and the Counterpart Provisions of the UNIDROIT Principles (Article 7.1.7)’ in John Felemegas (ed), *An International Approach to the Interpretation of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980) as Uniform Sales Law* (CUP 2007) 236; Ingeborg Schwenzer, ‘Force Majeure and Hardship in International Sales Contracts’ (2009) 39 Victoria University of Wellington Law Review 709; Anna Veneziano, ‘UNIDROIT Principles and CISG: Change of Circumstances and Duty to Renegotiate according to the Belgian Supreme Court’ (2010) 15 Uniform Law Review 137; Harry M Flechtner, ‘The Exemption

Provisions of the Sales Convention, Including Comments on “Hardship” Doctrine and the 19 June 2009 Decision of the Belgian Cassation Court’ (2011) 3 *Belgrade Law Review* 84; Rodrigo Andrés Momberg Uribe, ‘Change of Circumstances in International Instruments of Contract Law: The Approach of the CISG, the PICC, the PECL and the DCFR’ (2011) 15(2) *Vindobona Journal of International Commercial Law and Arbitration* 233; Roberto Pirozzi, ‘The Effect of Changing Circumstances in International Commercial Contracts: The Scafom Case’ (2012) 16 *Vindobona Journal of International Commercial Law and Arbitration* 207; Johanna Miettinen, ‘Economic Impediment as Grounds for Exemption from Liability in the Scope of CISG Article 79’ (2014) 18 *Vindobona Journal of International Commercial Law* 227; David Willfort and Hauke Schneider, ‘Hardship and the CISG: A Matter to Be Settled’ (2020) 24 *Vindobona Journal of International Commercial Law* 140; Atamer (n 18) 1039–78; Sang Man Kim and Jongho Kim, ‘Can a Change of Circumstances Qualify as an Impediment under Article 79 of the CISG?’ (2019) 18 *Chinese Journal of International Law* 129; Ndubuisi Nwafor and Chidera Lloyd, ‘Re-Imagining the Doctrines of Hardship and Exemption/Force Majeure under the CISG and UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts’ (2019) 8(1) *Global Journal of Comparative Law* 52; Ingeborg Schwenzer and Edgardo Muñoz, ‘Duty to Renegotiate and Contract Adaptation in Case of Hardship’ (2019) 24 *Uniform Law Review* 149; CISG-AC Opinion No 20, Hardship under the CISG, Rapporteur: Edgardo Muñoz, adopted by the CISG Advisory Council following its 27th meeting in Puerto Vallarta, Mexico, 2–5 February 2020; Ana Maria Da Cunha Guimarães and others, ‘Covid-19 and the Contractual Performance Crisis in International Contracts Governed by the Vienna Convention on Contracts for the International Sale and Purchase of Goods (CISG)’ (2021) 2(64) *Curitiba* 158; Honnold and Flechtner (n 25) 801–45; Marta L Kubica, ‘Exemption of Liability for Damages: Hardship and the Rule from art.79 of the Vienna Convention’, in Francesca Benatti, Sergio García Long and Filippo Viglione (eds), *The Transnational Sales Contract* (Wolters Kluwer 2021) 415–57; Sergio García Long, ‘A Single Theory of Impediments under the CISG: A Latin-American Perspective’ in Francesca Benatti, Sergio García Long and Filippo Viglione (eds), *The Transnational Sales Contract* (Wolters Kluwer 2021) 219–67; Peter J Mazzacano, ‘CISG Article 79 at 40: ‘Impediments’ to Uniform Interpretation?’ in Francesca Benatti, Sergio García Long and Filippo Viglione (eds), *The Transnational Sales Contract* (Wolters Kluwer

- 2021) 487-509; Edgardo Muñoz, ‘Covid-19 as an Impediment to Perform CISG Contracts’ (2021) 57(1) *Texas International Law Journal* 61; Sakshi Deshwal and Ritu, ‘Contractual Exemption Theories of Force Majeure and Hardship in International Law’ (2022) *International Journal of Law and Management* 8; Ivanka Dikovska, ‘War, Sanctions and Exemption from Liability under Contracts Falling within the Scope of the CISG’ (2024) *Studia Iuridica* 7; Joern Rimke, Force Majeure and Hardship: Application in International Trade Practice — with Specific Regard to the CISG and the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts <[https://iicl.law.pace.edu/sites/default/files/cisg\\_files/rimke.html](https://iicl.law.pace.edu/sites/default/files/cisg_files/rimke.html)> accessed 16 February 2026.
- (75) CISG-AC Opinion No 7 (n 74) comments 35-37; Flechtner (n 74) 93-94; Momberg Uribe (n 74) 264; Garro (n 74) 243-45; Miettinen (n 74) 246; Willfort and Schneider (n 74) 153; Schwenzer and Muñoz (n 74) 152-53; Mazzacano (n 74) 498, 502-503; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 2.
- (76) Slater (n 74) 254-55; Kessedjian (n 74) 419; Pirozzi (n 74) 219-20; Yasutoshi Ishida, ‘CISG Article 79: Exemption of Performance, and Adaptation of Contract through Interpretation of Reasonableness: Full of Sound and Fury, but Signifying Something’ (2018) 30(2) *Pace International Law Review* 331; Kim and Kim (n 74) 137; Nwafor and Lloyd (n 74) 68; José Pablo Hernández, ‘CISG Hardship Exemption in the Time of COVID-19’ (2020) 2 *The Treaty Examiner* 71; García Long (n 74) 229; Kubica (n 74) 447; Honnold and Flechtner (n 25) 821-22; Bruno Zeller, ‘The UNIDROIT Principles of Hardship and the Application of Article 79 CISG: Are They Compatible?’ in Ingeborg Schwenzer and Lisa Spagnolo (eds), *State of Play: The 3rd Annual MAA Schlechtriem CISG Conference, 14 April 2011, Vienna: Conference in Honour of Peter Schlechtriem, 1933-2007* (Eleven International Publishing 2012) 113-27; Rimke (n 74) ; Deshwal and Ritu (n 74) 15-22; Da Cunha Guimarães and others (n 74) 172; Dikovska (n 74) 15.
- (77) Kim and Kim (n 74) 136-42.
- (78) CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 2; Muñoz (n 74) 75-76.
- (79) Atamer (n 18) 1072.
- (80) Enderlein and Maskow (n 25) 324.
- (81) Schwenzer and Muñoz (n 74) 155-56; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 1.
- (82) CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 3.2.
- (83) Schwenzer and Muñoz (n 74) 156.

- (84) Magnus (n 74) 16.
- (85) Ishida (n 76) 360–78; Kubica (n 74) 448.
- (86) Schwenzer and Muñoz (n 74) 157–58; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 4.6.
- (87) Ishida (n 76) 372–78.
- (88) CISG-AC Opinion No 7 (n 74) comment 38.
- (89) García Long (n 74) 230.
- (90) CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 7; CISG Advisory Council, 「CISG-AC 意見第20号 CISG におけるハードシップ」 <[https://cisgac.com/wp-content/uploads/2023/02/Japanese\\_Opinion\\_No\\_20.pdf](https://cisgac.com/wp-content/uploads/2023/02/Japanese_Opinion_No_20.pdf)> accessed 8 April 2026.
- (91) CISG-AC Opinion No 7 (n 74) comment 40; Garro (n 74) 245–46.
- (92) Schwenzer and Muñoz (n 74) 160–65.
- (93) Schwenzer and Muñoz (n 74) 161–63.
- (94) Atamer (n 18) 1073; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comments 11.6–11.7.
- (95) CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comments 11.1–11.2; Da Cunha Guimarães and others (n 74) 173–74.
- (96) Schwenzer and Muñoz (n 74) 164–65.
- (97) Flechtner, ‘Transcript of a Workshop on the Sales Convention’ (n 74) 191, 237–38; Ishida (n 76) 378–81.
- (98) Hernández (n 76) 75–76; Willfort and Schneider (n 74) 143–44; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 12.4.
- (99) Schwenzer and Muñoz (n 74) 165–70; Hernández (n 76) 75–76.
- (100) Ishida (n 76) 360–78; Nwafor and Lloyd (n 74) 69; Kubica (n 74) 454.
- (101) CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 12.5.
- (102) Veneziano (n 74) 144–47; Pirozzi (n 74) 210–12.
- (103) UPICC1.7条「(1)各当事者は、国際取引における信義誠実および公正取引の原則に従って行動しなければならない。(2)当事者は、前項の義務を排除しまたは制限することができない」私法統一国際協会・前掲注(38)14頁。
- (104) UPICC5.1.3条「各当事者は、相手方の債務の履行のために協力することが合理的に期待されているときは、相手方に協力しなければならない」私法統一国際協会・前掲注(38)124頁。
- (105) Veneziano (n 74) 144–47.
- (106) Atamer (n 18) 1070–74; Zeller, ‘The UNIDROIT Principles of Hardship’ (n 76) 126–27; Flechtner, ‘The Exemption Provisions of the Sales Convention’ (n 74) 93–101; Rimke (n 74); Miettinen (n 74) 248; CISG-AC Opinion No 20 (n 74); Willfort and Schneider (n 74) 153–54;

- Hernández (n 76) 76; Honnold and Flechtner (n 25) 841–44; Mazzacano (n 74) 502; Deshwal and Ritu (n 74) 19.
- (107) Atamer (n 18) 1073–74; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comments 12.1, 12.3; Hernández (n 76) 75; Honnold and Flechtner (n 25) 841–44; Rimke (n 74).
- (108) Atamer (n 18) 1073; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comments 11.6–11.7.
- (109) CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comments 11.1–11.2; Da Cunha Guimarães and others (n 74) 173–74.
- (110) Willfort and Schneider (n 74) 144–46.
- (111) Willfort and Schneider (n 74) 146.
- (112) Miettinen (n 74) 227, 246–47.
- (113) CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 13.
- (114) Hernández (n 76) 75; Zeller, ‘The UNIDROIT Principles of Hardship’ (n 76) 126–27; Mazzacano (n 74) 506–507; Deshwal and Ritu (n 74) 20.
- (115) Flechtner, ‘The Exemption Provisions of the Sales Convention’ (n 74) 95–101; Veneziano (n 74) 143–44; CISG-AC Opinion No 20 (n 74) comment 12.7; Willfort and Schneider (n 74) 149.
- (116) Willfort and Schneider (n 74) 147–48.
- (117) Tallon (n 25) 591–94; Sarah H Jenkins, ‘Exemption for Nonperformance: UCC, CISG, UNIDROIT Principles — A Comparative Assessment’ (1998) 72 *Tulane Law Review* 2015; Slater (n 74) 231; Nils Lindström, ‘Changed Circumstances and Hardship in the International Sale of Goods’ (2006) *Nordic Journal of Commercial Law* 1; Carla Spivack, ‘Of Shrinking Sweatsuits and Poison Vine Wax: A Comparison of Basis for Excuse under UCC § 2-615 and CISG Article 79’ (2006) 27(3) *University of Pennsylvania Journal of International Economic Law* 757; Martin Davies, ‘Excuse of Impediment and Its Usefulness’ in Larry A DiMatteo (ed), *International Sales Law: A Global Challenge* (CUP 2012) 295–306; Michael Bridge, ‘The CISG and the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts’ (2014) 19(4) *Uniform Law Review* 623; Martin Davies and David V Snyder, *International Transactions in Goods* (OUP 2014) 326–33; Markus Petsche, ‘Hardship under the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)’ (2015) 19(2) *Vindobona Journal of International Commercial Law* 147; David Kuster and Camilla Baasch Andersen, ‘Hardly Room for Hardship: A Functional Review of Article 79 of the CISG’ (2016) 35(1) *Journal of Law and Commerce* 1; Larry A DiMatteo, ‘Legal Tradition Bias in Interpreting the CISG: Hardship as a Case in Point’ in Francesca Benatti, Sergio García Long and Filippo

- Viglione (eds), *The Transnational Sales Contract* (Wolters Kluwer 2021) 123-60; Bruno Zeller, 'COVID-19 and Article 79: A Revisit' in Francesca Benatti, Sergio García Long and Filippo Viglione (eds), *The Transnational Sales Contract* (Wolters Kluwer 2021) 601-19; Kenya Rothstein, 'How Parties Can Use COVID-19 to Excuse Performance of Contracts' (2022) 22 UC Davis Business Law Journal 297.
- (118) Jenkins (n 117) 2025; Bridge (n 117) 636-37.
- (119) Lindström (n 117) 22-23; Petsche (n 117) 162-63; Kuster and Andersen (n 117) 10-11, 19; DiMatteo (n 117) 129, 135, 139, 141; Rothstein (n 117) 314-15; Zeller, 'COVID-19 and Article 79' (n 117) 618.
- (120) Zeller, 'COVID-19 and Article 79' (n 117) 606-607.
- (121) Zeller, 'COVID-19 and Article 79' (n 117) 613.
- (122) Tallon (n 25) 592; Slater (n 74) 261-62; Zeller, 'COVID-19 and Article 79' (n 117) 610.
- (123) DiMatteo (n 117) 135-36.
- (124) 条約法に関するウィーン条約31条「1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。 2 条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のものを含める。（a）条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意（b）条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの 3 文脈とともに、次のものを考慮する。（a）条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意（b）条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの（c）当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則 4 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。」
- (125) 条約法に関するウィーン条約32条「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる（a）前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合（b）前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」。
- (126) Petsche (n 117) 155-66.
- (127) Petsche (n 117) 155-61; DiMatteo (n 117) 138.
- (128) Bridge (n 117) 636; Petsche (n 117) 163-66; Tallon (n 25) 594; Spivack (n 117) 789, 791; DiMatteo (n 117) 139-42.
- (129) Davies (n 117) 302-305; Davies and Snyder (n 117) 332-33.
- (130) Tallon (n 25) 594; Lindström (n 117) 20.

- (131) Tallon (n 25) 594; Petsche (n 117) 161–62.
- (132) Slater (n 74) 257–60.
- (133) Lindström (n 117) 21; Bridge (n 117) 636–37; Petsche (n 117) 162; DiMatteo (n 117) 142.
- (134) Lindström (n 117) 20–21.
- (135) Slater (n 74) 261.
- (136) DiMatteo (n 117) 142; Zeller, ‘COVID–19 and Article 79’ (n 117) 607.
- (137) Dionysios P Flambouras, ‘The Doctrines of Impossibility of Performance and Clausula Rebus Sic Stantibus in the 1980 Convention on Contracts for the International Sale of Goods and the Principles of European Contract Law: A Comparative Analysis’ (2001) 13 *Pace International Law Review* 261; Hannes Rösler, ‘Changed and Unforeseen Circumstances in German and International Contract Law’ (2008) 5 *Slovenian Law Review* 47; Joseph Lookofsky, ‘Not Running Wild with the CISG’ (2011) 29(2) *Journal of Law and Commerce* 141; Gillette and Walt (n 26) 293–337; Hüseyin Can Aksoy, ‘Elephant in the Room: CISG, Hardship, and Uniform Application’ (2023) 34(3) *European Business Law Review* 463.
- (138) Rösler (n 137) 54; Aksoy (n 137) 467–70.
- (139) Flambouras (n 137) 279–80.
- (140) Flambouras (n 137) 280; Aksoy (n 137) 471–72.
- (141) Aksoy (n 137) 474–75.
- (142) Lookofsky (n 137) 157, 162; Gillette and Walt (n 26) 313.
- (143) Aksoy (n 137) 473.
- (144) Aksoy (n 137) 473–74.
- (145) Gillette and Walt (n 26) 310; Aksoy (n 137) 469–70.
- (146) Aksoy (n 137) 473.
- (147) Flambouras (n 137) 280–81; Rösler (n 137) 54; Lookofsky (n 137) 160; Gillette and Walt (n 26) 312–13; Aksoy (n 137) 476.
- (148) 拙稿・前掲注(7)198–99頁。
- (149) 拙稿・前掲注(7)198–99頁。
- (150) Laura Maria Franciosi, ‘The Effects of COVID–19 on International Contracts: A Comparative Overview’ (2020) 51(3) *Victoria University of Wellington Law Review* 413; Hernández (n 76) 71; André Janssen and Christian Johannes Wahnschaffe, ‘COVID–19 and International Sale Contracts: Unprecedented Grounds for Exemption or Business as Usual?’ (2020) 25(4) *Uniform Law Review* 466; Ş Esra Kiraz and Esra Yıldız Üstün, ‘COVID–19 and Force Majeure Clauses: An Examination of Arbitral Tribunal’s Awards’ (2020) 25(4) *Uniform Law Review* 437;

Zeller, 'COVID-19 and Article 79' (n 117) 616-19; Rothstein (n 117) 299; Timothy Hebbard, 'If Not Now, When? The Scope of Article 79 CISG in Light of the Covid-19 Pandemic' in Bruno Zeller and Camilla Baasch Andersen (eds), *Routledge Handbook on Transnational Commercial Law* (Routledge 2025) 162-84.



# 日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日機関誌編集委員会決定

令和3年12月15日 執行部会議承認

令和3年12月16日 教授会報告

令和4年 4月 1日 施行

## 1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

## 2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
  - ① 法学部非常勤講師
  - ② 法学部客員教員
  - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
  - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
  - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

### 3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

### 4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

## 5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

## 6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。  
デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

## 7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

## 8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上





- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1  
(T E L) 03-5275-8510  
(F A X) 03-5275-8537  
(E-mail) [kenjimu.law@nihon-u.ac.jp](mailto:kenjimu.law@nihon-u.ac.jp)



執筆者紹介 掲載順

柑本英雄 日本大学教授  
セレナフランク 日本大学准教授

機関誌編集委員会

|      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 柳瀬典昇  |
| 副委員長 | 小野美典  |
| 委員   | 石橋正孝  |
| 委員   | 大岡拓也  |
| 委員   | 黒滝真理子 |
| 委員   | 小藤聡明  |
| 委員   | 佐藤竜英  |
| 委員   | 杉本竜也  |
| 委員   | 高畑英一郎 |
| 委員   | 友岡史仁  |
| 委員   | 中村明彦  |
| 委員   | 野村和彦  |
| 委員   | 松島雪江  |
| 委員   | 山本貴大  |
| 委員   | 鈴木貴弘  |
| 委員   | 野中貴弘  |
| 委員   | 前高西一馬 |
| 委員   | 大野垣琴絵 |

日本法学第九十二卷第二号

令和八年九月十五日 印刷  
令和八年九月三十日 発行 非売品

編集責任者 日本大学法学会  
小田 司

発行者 日本大学法学会  
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

印刷所 株式会社メディオ  
東京都千代田区神田猿樂町二一四 A&Xビル  
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

N I H O N   H Ō G A K U  
(JOURNAL OF LAW)

Vol. 92   No. 2   September   2026

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

*ARTICLES*

Hideo Kojimoto, *EGCC and the Challenge of EU Cross-Border  
Governance: An International Political Analysis of  
European Commission Proposal COM (2004) 496 final*  
Serena Franco, *The Position of Hardship under the CISG*